

京都
法教育推進プロジェクト
実施報告書

(平成 22 年度・平成 23 年度)

法務省

京都法教育推進プロジェクト実施報告書

《目次》

○ 卷頭言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
○ 授業実施報告一覧 (平成 22 年度・平成 23 年度)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁
○ 代表的な教材例① 京都市立紫竹小学校 (平成 23 年度)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21 頁
○ 代表的な教材例② 京都市立京都御池中学校 (平成 23 年度)	・・・・・・・・・・・・・・・・・	35 頁
○ 代表的な教材例③ 京都府立嵯峨野高等学校 (平成 22 年度・平成 23 年度)	・・・・・・・・・・・・・・・・・	47 頁
○ 卷末言	・・・・・・・・・・・・・・・・・	59 頁

～京都法教育推進プロジェクト実施報告書に寄せて～

京都大学大学院法学研究科
教授 笠井正俊

1 概要と意義

京都法教育推進プロジェクトは、小学校・中学校・高等学校の各教育課程において平成23年より法教育の充実が図られるところから、京都市内の学校を中心に、広く京都における法教育の推進・発展を図るために、関係機関が協力して法教育に取り組むもので、平成22年度と23年度の2年間にわたって実施されました。

参加機関は、京都市（教育委員会）、京都府（教育庁）、京都大学法科大学院、同志社大学法科大学院、立命館大学法科大学院・法学部、京都地方裁判所、京都地方検察庁、京都弁護士会、京都司法書士会、法テラス京都地方事務所、京都地方法務局、京都刑務所及び京都保護観察所で、公益社団法人商事法務研究会が後援をしてくださいました。「法教育」を目的として、法と教育に関するこれだけ多数の機関が幅広く連携、協力する試みは、全国で初めてのものでした。

法教育の更なる発展のためには、教育現場での法教育の実践による経験の蓄積と伝播、教材の開発と活用・改善、地域社会の専門家の役割の拡大等が必要であり、京都法教育推進プロジェクトには、特に、学校や教育関係機関と地域社会の法律専門家との体系的・計画的な連携・協力の具体的な実践例を提示することが期待されていたといえます。

2 実践と成果

このような役割、期待に応ずるために、京都法教育推進プロジェクトでは、各実施機関が、本報告書に具体的に記載されているような法教育の実践に取り組みました。いくつかの類型に整理すると、次のようになります。

まず、主として各学校の授業カリキュラムの一環として計画的に取り組まれたものとして、小・中・高の各学校での計画的な法教育授業の実践が挙げられます。京都市教育委員会と京都府教育庁のご協力を得て、法教育の実践をする学校として、京都市立紫竹小学校、京都市立京都御池中学校、京都府立嵯峨野高等学校の3校が指定され、学校の先生方と、弁護士、法科大学院教員らの法律家とが協力して、児童・生徒の皆さんに法やルールに関する

考え方を身につけてもらうための授業を実施しました。

また、各実施機関では、指定校以外の学校の児童・生徒や社会人の方々に対しても、積極的に出張授業（出前教室）等を行いました。さらに、裁判所、検察庁、刑務所、法務局等でも、法廷傍聴、庁舎や施設の訪問と見学が実施され、施設見学に加えて関係の職員の方々が詳細な説明をすることにより、普段そういった場所に接することの少ない方々に、法が実際に機能している現場の様子を実感していただけたものとなりました。そのほかにも、社会科の教員の方々を対象とした法教育研修等、様々な取組みがありました。

そして、プロジェクトの実施期間が終わり、その結果を振り返ってみると、このプロジェクトの最大の成果として、これだけのメンバーが「それぞれができる事を実践してみた」、つまり、「まずはとにかくやってみた」ということが挙げられます。「法教育推進プロジェクト」を京都でやろうという企画がなければ、多数の関係機関によるこれだけ幅広い取組みはできなかつたでしょう。そして、特に、学校・教育機関と法律専門家との計画的な連携という意味では、三つの指定校を設けていただき、学校現場で、「何ができるか」という、ある種の実験も含めて、集中的に法教育の授業をやってみたということが重要であると感じます。

各種の取組みの場では、学校や児童・生徒にとっての法や法律家との出会いと法律家にとっての学校教育や児童・生徒との出会いとが繰り広げられました。その結果、学校と法律家との間で、相互に、良い意味で刺激にもなり、勉強にもなり、今後の発展にもつなげていける土壤を作ることができたと考えています。私自身も、京都府立嵯峨野高等学校での民事模擬裁判等の授業作りに関与させていただき、貴重な経験をすることができました。私も含めた法律家の立場からすると、「とにかくやってみた。特に、小・中・高の学校現場での実践を、学校の先生方と一緒に、また、府や市の教育行政関係の方々のご理解も得て、とにかくまがりなりにもやってみた」というのがおそらく実感ではないかと思います。

3 課題と展望

もっとも、このプロジェクトに関し、課題として感じたことがないわけではありません。各学校と各機関の間、また、弁護士会と大学との間などには一定の連携がありましたが、機関相互の連携は、全体としては必ずしも十分ではなかったと思われます。全

体的なネットワークの構築がうまくできていなかったのではないかということです。各機関は、ホームページや数回の全体会合でプロジェクトの様子を一応把握していましたが、事務局的な仕事は法務省本省の大蔵官房司法法制部の方々にかなり依存していたところがあり、全体を見渡す存在が京都になかったことは反省すべきところです。

このプロジェクトの期間が終わり、平成24年度に入りましたが、多くの関係者の方々は、引き続き熱心に法教育に取り組んでおられます。京都での法教育は、このように今後も各機関が実践を継続していくことが期待できます。しかし、ポスト・プロジェクトとしては、それにとどまらず、このプロジェクトのように「オール京都」的なところを保持できるように、機関相互のネットワークを京都の自前で構築し、維持することが必要になってきます。せっかくこれだけの機関が集まって一つのプロジェクトを2年間実施したわけですから、この経験や成果を生かして、京都で法教育をより充実させていかなければならないところです。そのためには、互いに何をやっているかを知ることにより、刺激をし合っていくことが有益です。また、教育現場のニーズに法律専門家が適時に応じられるようにするためにも、一定の仕組みが必要になってくるでしょう。それらの仕組みとして具体的にどのようなものが適切かについては、各機関のお考えや相互の関係について十分な知識を持たない私には、責任をもって確たる提案をすることができません。ただ、京都における法教育の一定のネットワークを維持するための情報交換の仕組みは最低限必要ではないかと考えます。

そして、一つ大事なこととして、法教育が、小・中・高の各学校であまねく実施されるべき時期にきておりますので、その基本的な主体はやはり学校であり、学校の先生方であるということを確認しておく必要があると思われます。それに法律家がうまく協力できるように、今後もネットワークを維持、拡充し、学校現場での法教育を支える仕組みを作り上げていくことが、京都の法教育、そして全国の法教育の一層の充実に向けた重要な課題であると思います。

そのような課題を一つ一つ克服し、法教育が更に発展していくことを祈念しつつ、僭越ながら、本報告書の巻頭の辞とさせていただきます。

(かさい　まさとし)

授業実施報告一覧

(平成22年度・平成23年度)

京都法教育推進プロジェクト実施報告書

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
1	京都市立紫竹小学校1年生	生活科	25人		・家族の「にこにこ」を調べる ・分かることや思つたことをしゃべりと伝え合い、家族の「にこにこ」には自分の果たす役割が関係していることに気づくことが目的		H23.12.16
2	京都市立紫竹小学校1年生	生活科	12人		・家族の「にこにこ」を増やすために、自分に向ができるのかを考え、計画を立てて実行したこと交渉(みんなの「にこにこ」に大きくせん) ・「聞く・話す」というコミュニケーション能力を育むことや、立場や意見の異なる人の声に耳を傾け、共感するような会話を話し合いの大切さを知ることが目的		H24.1.27
3	京都市立紫竹小学校2年生	学級活動	25人	京都弁護士会	・テーマ:おにこつのルールを作ろう ・公開授業		H22.6.17
4	京都市立紫竹小学校2年生	道徳	37人		・約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること ・森の結束であるオレンジの美を食べてはいけない」という約束を破った結果、大変なことになつてしまったみんな守らないと「オレンジ色のおいしい木の事」 ・どうして決まりや規則があるのか、なぜそれを守るのが大切なかを考えることが目的	<教材名>「おはけ学校のきまり」 <作成者>文溪堂「2年生のどうぶく」 <公開の可否>掲載不可	H23.5.26
5	京都市立紫竹小学校2年生	道徳	20人	京都弁護士会	・森の結束であるオレンジの美を食べてはいけない」という約束を破った結果、大変なことになつてしまったみんな守らないと「オレンジ色のおいしい木の事」 ・どうして決まりや規則があるのか、なぜそれを守のが大切なかを考えることが目的	<教材名>「雨の停りゆう所で」 <作成者>文研2年「みんなのどうぶく」 <公開の可否>掲載不可	H24.1.27
6	京都市立紫竹小学校3年生	道徳	21人	京都弁護士会	・テーマ:決まりのない国 ・ルールの存在意義について児童で議論 ・その後、弁護士よりコメント ・公開授業	<教材名>「決まりのない国」 <作成者>光村図書「どうぶく3年」 <公開の可否>掲載不可	H22.9.10
7	京都市立紫竹小学校3年生	総合的な学習の時間	22人	京都弁護士会	・法教育研究会が開発した教材の一部の情報モラルの授業 ・インターネットの特性について知り、その後、自分に関する情報についてどのように扱つてしまいか、一人一人の考え方をグループで交流 ・更に全体会員が、最後に弁護士から「プライバシー」について、3年生に向けて講話	<教材名>「情報化社会を生きる~情報の受け手・送り手として」 <作成者>法教育研究会 小学校教材作成部会 <公開の可否>公開可	H23.1.13
8	京都市立紫竹小学校3年生	道徳	52人		・約束や社会のきまりを守り、公徳心をもつ	<教材名>「チリン チリン」 <作成者>教育出版「どうぶく 3年」 <公開の可否>掲載不可	H23.9.28
9	京都市立紫竹小学校3年生	道徳	20人	京都弁護士会	・まわりのことを考えて「雨のバス停りゆう所で」 ・バスに乗ろうとした時に自分の行動を考え始めると主人の心情をどちらえ、人と気持ちよく暮らすための決まりについて考え、公徳心を育てるところが目標 ・人間が社会生活を円滑に行う上で、決まりをするということは、大切なことであることに気づくことを目的	<教材名>「雨の停りゆう所で」 <作成者>光村図書「どうぶく 4年」 <公開の可否>掲載不可	H24.1.27
10	京都市立紫竹小学校4年生	学級活動	25人		・一人一人が設立していることを実感しながら、みんなが輝く楽しいクラスにするための工夫について考える		H23.10.27
11	京都市立紫竹小学校4年生	学級活動	25人	京都弁護士会	・「10才になつた喜びひと感謝の気持ちをふり返り、「ありがとう」の思い出が表現できる集会の内容について考えよう」 ・「ありがとう」の感謝の思いについて語り合う。また、「ありがとう」いっぱいの気持ちを伝える集会の内容について考え話し合う。 ・一人一人が集会の意義を理解し、話し合い、実践へと進めていくうとする姿が、よりよい人間関係を築くことにつながつてわかることが目的		H24.1.27
12	京都市立紫竹小学校5年生	学級活動	30人	京都弁護士会	・公開授業(テーマ:ドッジボールのルールを作ろう)		H22.6.4
13	京都市立紫竹小学校5年生	道徳	21人	京都弁護士会	・第1回では、児童に2つの資料を提示し、「公平・公正」について考えたい方を選ばせ、一人一人が資料から「公平・公正」について検討して、それそれが考えた「公平・公正」について議論 ・第2回では、資料別、考えたい視点別のグループを設定し、それそれが「一卵君の審判」について議論 ・その後、全体交流 ・最後に弁護士から「公平・公正」について講話	<教材名>「泣き虫」 <作成者>光村図書「道徳5年」 <公開の可否>掲載不可 <教材名>「一卵君の審判」 <作成者>文部科学省 <公開の可否>公開可	H22.11.18

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法規機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
14	京都市立紫竹小学校5年生	総合的な学習の時間	25人		・自分の考えを相手に伝わるようにきみど伝えたり、自分とは異なる考え方を違う立場の意見として受け入れたりしながら、自分たちが考えた環境を守るアイデアを効果的に発信する方法を検討 ・「小さな子を世話を仕事を体験しよう」		H23.11.28
15	京都市立紫竹小学校5年生	総合的な学習の時間	25人	京都弁護士会	・幼稚園・保育園での体験を前に、いろいろな立場から活動について考えて考える ・異なる意見や考え方・感じ方を認め合い、利害が対することを適切に受け止めることを理解することが目標		H24.1.27
16	京都市立御所南小学校5・6年生		15人	京都地方法務局	・法務見学会 ・京都土地家屋調査士会の共同参加		H22.7.28
17	京都市立御所南小学校5・6年生		17人	京都地方法務局	・法務見学会 ・京都土地家屋調査士会との共同実施		H23.7.29
18	京都市立紫竹小学校6年生	学級活動	24人	京都弁護士会	・卒業に向けて、みんなが満足して学校生活を送るために方法を話し合う公開授業		H23.1.21
19	京都市立紫竹小学校6年生	学級活動	47人		・学級や学校における生活上の諸問題の解決		H23.6.14
20	京都市立紫竹小学校6年生	法教育特別授業	約40人	京都大学 ・土井真一	・家庭ごみの収集場所の設定にあたり地域のそれぞれの立場の利害を克服するために、公平な負担を担い合うことの大切さを理解し、ルール作りで解決していくことが目標 ・本校の課題である「あいさつをする」「あいさつができる学校～」 ・方策について講論 ・多様な立場や考え方を出し合い調整して、よりよい方策を話し合うことが目標	法教育研究会『はじめての法教育』レール作り第3プラットフォームを改作了教材	H23.11.16
21	京都市立紫竹小学校6年生	法教育特別授業	30人	京都弁護士会		法教育特別授業指導案 法教育特別授業ワークシート1 法教育特別授業ワークシート2	H24.1.27
22	京都市立紫竹小学校6年生	学級活動	20人	京都弁護士会	・卒業に向け、今のかなを具め直そう ・卒業を目の前にし、今の学級を振り返り、残りの学校生活を自分自身だけでなく、クラスとしてもどのように過ごすのかについて、みんなで議論 ・牛乳パックを原料にした自作のはがきを使って、「はがきの書き方や投函にいたるまでの過程を知ることが目的		H24.1.27
23	京都市立紫竹小学校育成学級	生活科	20人		・牛乳パックを原料にした自作のはがきを使って、「はがきの書き方や投函にいたるまでの過程を知ることが目的		H24.1.19
24	京都市立紫竹小学校育成学級	生活単元学習	15人		・実際の体験を通して、「はがきを出すという社会のルールを身に付けることが目標 ・牛乳パックを原料にした自作のはがきを使って、「はがきの書き方や投函にいたるまでの過程を知ることが目的		H24.1.27
25	長岡京市立長法寺小学校6年生	社会科	30人	京都地方検察庁	・裁判員制度について等 ・検察官による授業実施(出前授業)	使用教材: 裁判員制度Q & A	H22.10.28
26	長岡京市立長法寺小学校6年生	社会科	30人	京都地方検察庁	・裁判員制度について等 ・検察官による授業実施(出前授業)	使用教材: 裁判員制度Q & A	H22.11.9
27	私立立命館中学校1年生		1クラス	京都弁護士会	・法務省法教育シンポジウム支援中学校実践報告 ・古くからの町並みが残る地域に高層マンションが建設される？！という事例を用いて、ロールプレイング及びディスカッション方式の授業 ・京都市の歴史がある町の高層マンションが建設されることによってどのような影響が生じるのか、様々な立場に立つて考える【思考・判断】 ・高層マンション建設について、様々な立場の人々が納得することができる町のルールを創意工夫して考える【思考・判断】	法教育学習指導案(立命館中学校)	H22.10.29
28	京都市立桃山中学校1年生		228人	京都保護観察所	・保護司による更生保護と保護司の仕事		H23.10.28
29	京都市立京都御所中学校2年生	職場体験	2人	京都地方法務局	・体験学習 ・法務局の所掌業務を説明し、不動産登記部門において地図情報システムの操作体験	レジュメ配布	H22.5.17
30	京都市立京都御池中学校2年生	体験学習	1人	法テラス京都 ・摸擬審査体験			H23.5.19

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法・法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
31	京都市立京都御池中学校2年生	職場体験	1人	京都地方検察庁 京都地方裁判所 京都刑務所	・裁判所職員・検察官等による講義 ・検察官等による模擬事件検証等(移動教室)	使用教材等:広報用パンフレット配付／DVD「裁判員プロジェクト始めます!」「ルールはみんなでつくるもの」鑑賞	H23.5.18～5.20
32	私立立命館宇治中学校2年生	特別活動	40人	京都刑務所	・施設参観	ハワー・ポイントを使用して実施	H23.8.4
33	大山崎町立大山崎中学校2年生	職場体験	33人×2回	京都地方検察庁	・検察官による法教育授業(刑法・法分野について)(出前教室)	使用教材等:広報用パンフレット	H22.10.29
34	大山崎町立大山崎中学校2年生	職場体験	34人×2回	京都地方検察庁	・検察官による法教育授業(刑法・法分野について)(出前教室)	使用教材等:広報用パンフレット配付／DVD「検察の役割－社会正義の実現のため」鑑賞	H22.11.5
35	岡山県立岡山操山中学校2年生	検察業務 裁判員制度	2人	京都地方検察庁	・検察官による検察官見学(移動教室)	使用教材等:広報用パンフレット配付／DVD「検察の役割－社会正義の実現のため」鑑賞	H23.11.17
36	京都市立桃山中学校2年生		250人	京都保護監察所	・保護司による非行防止の講話		H23.7.5
37	京都教育大学附属桃山中学校2・3年生	検察業務	18人	京都地方検察庁 ・行舎見学(移動教室)	・検察官による検察官見学(移動教室)	使用教材等:広報用パンフレット配付／DVD「検察の役割－社会正義の実現のため」鑑賞	H23.12.14
38	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	140～175人 (7クラス) ×2コマ	京都弁護士会	・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察	単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第1章「消費生活と経済のくみどり金融」(1時間)	H22.11.2
39	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	78人	京都弁護士会	・個人や企業の経済活動のあり方について、様々な立場から公正に判断し、考える ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察	単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第1章「消費生活と経済のくみどり金融」(1時間)	H22.11.4
40	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	52人	京都弁護士会	・消費生活と社会の経済活動のあり方について、様々な立場から公正に判断し、考える ・個人や企業の経済活動のあり方について、様々な立場から公正に判断し、考える ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察	単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第1章「消費生活と経済のくみどり金融」(1時間)	H22.11.5
41	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	26人	京都弁護士会	・個人や企業の経済活動のあり方について、様々な立場から公正に判断し、考える ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察	単元名 第3編「くみどり金融」(9時間) 第2章「生産のくみどり金融」(9時間)	H22.11.9
42	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	52人	京都弁護士会	・個人や企業の経済活動のあり方について、様々な立場から公正に判断し、考える ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察	単元名 第3編「くみどり金融」(9時間) 第2章「生産のくみどり金融」(9時間)	H22.11.10
43	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	104人	京都弁護士会	・個人や企業の経済活動のあり方について、様々な立場から公正に判断し、考える ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察	3. 法教育「消費生活」(①契約とは)事例解説	H22.11.11
44	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	26人	京都弁護士会	・個人や企業の経済活動のあり方について、様々な立場から公正に判断し、考える ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察	4. 法教育「消費生活」(①契約とは)事例解説	H22.11.12
45	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	26人	京都弁護士会	・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割おおよび雇用と労働 条件の改善について多面的・多角的に考察	社会 科 学 習 指 導 塞 単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第2章「生産のくみどり金融」(9時間)	H23.1.13
46	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	約196人 (7クラス)	京都弁護士会	・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割おおよび雇用と労働 条件の改善について多面的・多角的に考察	社会 科 学 習 指 導 塞 単元名 第3編「くみどり金融」(9時間) 第2章「生産のくみどり金融」(9時間)	H23.1.14
47	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	約196人 (7クラス)	京都弁護士会	・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割おおよび雇用と労働 条件の改善について多面的・多角的に考察	社会 科 学 習 指 導 塞 単元名 第3編「くみどり金融」(9時間) 第2章「生産のくみどり金融」(9時間)	H23.1.17
48	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	30人	京都弁護士会	・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する ・国民が裁判に参加する必要性を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は 何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える ・「国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に対する国民主権と日本の政治・裁判所と司法権 の理解と信頼がより強まると共に、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義につ いて学ぶことを目指す	社会 科 学 習 指 導 塞 単元名 国民主権と日本の政治・裁判所と司法権	H23.10.24

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
49	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	30人	京都弁護士会	「国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は「何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える」 「国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題について学ぶことを目指す」	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 国民主権と日本の政治(裁判所と司法権) 5時間	H23.10.26
50	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	60人	京都弁護士会	「・国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は「何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える」 「・国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まると共に、国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義について学ぶことを目指す	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 国民主権と日本の政治(裁判所と司法権) 5時間	H23.10.28
51	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	60人	京都弁護士会	「・国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は「何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える」 「・国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まると共に、国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義について学ぶことを目指す	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 国民主権と日本の政治(裁判所と司法権) 5時間	H23.10.31
52	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	30人	京都弁護士会	「・国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は「何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える」 「・国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まると共に、国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義について学ぶことを目指す	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 国民主権と日本の政治(裁判所と司法権) 5時間	H23.11.1
53	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	90人	京都弁護士会	「・国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は「何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える」 「・国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まると共に、国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義について学ぶことを目指す	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 国民主権と日本の政治(裁判所と司法権) 5時間	H23.11.4
54	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	60人	京都弁護士会	「・国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は「何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える」 「・国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まると共に、国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義について学ぶことを目指す	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 国民主権と日本の政治(裁判所と司法権) 5時間	H23.11.7
55	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	60人	京都弁護士会	「・国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は「何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える」 「・国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まると共に、国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義について学ぶことを目指す	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 国民主権と日本の政治(裁判所と司法権) 5時間	H23.11.11
56	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	60人	京都弁護士会	「・国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は「何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える」 「・国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まると共に、国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義について学ぶことを目指す	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 国民主権と日本の政治(裁判所と司法権) 5時間	H23.11.12
57	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	30人	京都弁護士会	「・消費生活」 「消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察 ・個人や企業の経済活動のあり方について様々な立場から公正に判断し考える ・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割および雇用と労働条件の改善について多角的な立場から公正に判断する ・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する」	社会 科 学 習 指 導 案 単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第1章「消費生活と経済のいじめ(11時間)」	H24.2.20

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
58	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	120人	京都弁護士会	<消費生活> ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察 ・個人や企業の経済活動のあり方にについて様々な立場から公正に判断し考える ・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割および雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察 ・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する	社会 科学 習 指 導 案 単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第1章「消費生活と経済のしくみ」他(11時間)	H24.2.21
59	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	60人	京都弁護士会	<消費生活> ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察 ・個人や企業の経済活動のあり方にについて様々な立場から公正に判断し考える ・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割および雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察 ・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する	社会 科学 習 指 導 案 単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第1章「消費生活と経済のしくみ」他(11時間)	H24.2.22
60	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	120人	京都弁護士会	<消費生活> ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察 ・個人や企業の経済活動のあり方にについて様々な立場から公正に判断し考える ・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割および雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察 ・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する	社会 科学 習 指 導 案 単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第1章「消費生活と経済のしくみ」他(11時間)	H24.2.23
61	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	180人	京都弁護士会	<消費生活> ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察 ・個人や企業の経済活動のあり方にについて様々な立場から公正に判断し考える ・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割および雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察 ・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する	社会 科学 習 指 導 案 単元名 第3編「わたしたちの生活と経済」 第2章「生産のしくみと金融」(9時間)	H24.2.24
62	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	30人	京都弁護士会	<消費生活> ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察 ・個人や企業の経済活動のあり方にについて様々な立場から公正に判断し考える ・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割および雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察 ・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する	3. 法教育「消費生活」(①要約とは)事例解説 4. 法教育「消費生活」(①要約とは)事例PPT.ppt	H24.2.27
63	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	120人	京都弁護士会	<消費生活> ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察 ・個人や企業の経済活動のあり方にについて様々な立場から公正に判断し考える ・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割および雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察 ・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する	4. 法教育「消費生活」(①要約とは)事例PPT.ppt	H24.2.28
64	京都市立京都御池中学校3年生	社会科	60人	京都弁護士会	<消費生活> ・消費生活と社会の経済との結びつき、流通や価格のはたらきと市場経済における役割について多面的・多角的に考察 ・個人や企業の経済活動のあり方にについて様々な立場から公正に判断し考える ・社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割および雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察 ・企業の経済活動のあり方を様々な立場から公正に判断する	4. 法教育「消費生活」(①要約とは)事例PPT.ppt	H24.2.29
65	私立立命館宇治中学校3年生		約140人、(5クラス)	京都弁護士会	<労働問題について> ・アーバイトが授業を実施 ・弁護士が授業を実施		H22.6.14

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法規機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
66	私立立命館宇治中学校3年生	社会科	約140人 (5クラス)	京都弁護士会	題材は「学校でのいじめについてブログに書いた」という事例 ・それぞれの権利の衝突や調整について授業を実施 ・憲法で保障される権利についてのレジュメを事前学習プリントとして配布	平成23年度 高校1年人権事前学習プリント	H22.10.25
67	私立立命館宇治中学校3年生		約140人 (5クラス)	京都弁護士会	題材は「デートDV」の事例 ・ドミティック・バイオレンス、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、女性の 女性の権利について№23.001	平成23年度 高校1年人権学習プリント	H22.12.6
68	私立立命館宇治中学校3年生		約140人 (5クラス)	京都弁護士会	・弁護士という仕事をについての講演		H22.12.13
69	私立立命館宇治中学校3年生		約150人 (5クラス)	京都弁護士会	・労働問題は身近な問題であることを知つてもいい、労働問題のイメージをつかんでもらうことを目標 ・大学に入学したばかりの衣笠くんがアルバイトをするにあたって遭遇するいくつかのケースについて検討 ・生徒に適宜答えを発表してもらしながら解説		H23.5.27
70	私立立命館宇治中学校3年生		約140人 (5クラス)	京都弁護士会	・題材はブログでいじめの告発記事を掲載した事例 ・生徒に議論をしてもらう形で、個人の尊重などの憲法の基本的な理念についての授業を実施	平成23年度 高校1年人権事前学習プリント	H23.9.9
71	私立立命館宇治中学校3年生		約160人 (2クラス)	京都弁護士会	・私法と消費者保護(講義)について学習する ・題材は「契約とは何か」及び「契約を守らなくてよい場合」	「私法と消費者保護(講師用レジュメ)」 「私法と消費者保護(講義(生徒配布用_民法条文抜粋)」	H23.10.7
72	私立立命館宇治中学校3年生		約160人 (2クラス)	京都弁護士会	・題材は「デートDV」の事例 ・ドミティック・バイオレンス、女性の権利等について授業を実施	「女性の権利」について	H23.11.18
73	私立立命館宇治中学校3年生		約160人 (2クラス)	京都弁護士会	・裁判員制度について		H23.12.2
74	精華町立精華南中学校3年生		68人	京都弁護士会	・社会科の学習のまとめ ・現実社会で起きている様々な問題(主に消費者問題)について学習 ・テーマは「約束とは何だろう」「契約を守らなくてよい場合があるのだろうか」「消費者保護」	私法と消費者保護(講義)「私法と消費者保護(生徒用プリント)」	H24.3.21
75	私立洛星中学校3年生		225人	京都司法書士会	・司法書士について ・契約 ・クーリングオフ	日司連パワーポイント教材「青少年のための法律講座」、オリナルテキスト(※)	H23.2.22
76	舞鶴市立和田中学校3年生		70人	京都保護観察所	・保護司による法教育授業(更生保護)		H22.7.13
77	舞鶴市立城南中学校3年生		220人	京都保護観察所	・保護司による法教育授業(更生保護)		H22.7.14
78	舞鶴市立城南中学校3年生		198人	京都保護観察所	・保護司による薬物乱用防止運動 ・更生保護と保護司の仕事		H23.7.15
79	舞鶴市立青葉中学校3年生		186人	京都保護観察所	・保護司による薬物乱用防止運動 ・更生保護と保護司の仕事		H23.9.27
80	中学校1～3年生及び保護者		中学生160人 保護者80人	京都大学	・京都大学ジュニアアカデミー2010・特別講義 ・テーマは「法と正義－正義の味方はどうしている？」	講演者が独自に作成をした教材(掲載不可)	H22.9.25
81	中学・高等学校生		12人	京都弁護士会	・裁判の解説 ・法廷傍聴		H22.8.2
82	中学・高等学校生		12人	京都弁護士会	・裁判の解説 ・法廷傍聴		H22.8.3
83	中学・高等学校生		10人	京都弁護士会	・春休み企画「中高生のための裁判ウォッチング」		H23.3.22
84	中学・高等学校生		9人	京都弁護士会	・春休み企画「中高生のための裁判ウォッチング」		H23.3.25

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
85	中学・高等学校生		13人	京都弁護士会	裁判の解説 法廷傍聴		H23.7.28
86	中学・高等学校生		3人	京都弁護士会	裁判の解説 法廷傍聴		H23.7.29
87	私立立命館宇治中学校		約120人 (4クラス)	京都弁護士会	・薬害について ・刑事手続に関する授業		H24.3.2
88	私立立命館宇治中学校		約140人 (5クラス)	京都弁護士会	・職業体験学習に向けたの意識付け ・弁護士の職務内容、やさしいなど		H23.1.31
89	京都市立洛北中学校		22人	京都弁護士会	・輪読：大村乾志「父と娘の法入門」 指導：嵯峨野高校教員		H23.10.21
90	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	約180人	京都大学 京都弁護士会	・「法の基礎」、「法の本とは」、「法の基本的な事例で考えてみよう」 特別講義「法の基礎」、「法の本とは」、「法の基本的な機能と裁判」、「法解釈の必要性」とその方法」、「具体的な事例で考えてみよう」 講師：京都大学 笠井正俊教授	嵯峨野高校「法学」ラボ「法学の基礎」(平成22年)	H22.6.4～7.9
91	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	・「法の基礎」、「法の本とは」、「法の基本的な事例で考えてみよう」 特別講義「裁判と弁護士の役割」 講師：京都弁護士会 小町崇幸弁護士	嵯峨野高校「法学」ラボ「法学の基礎」(平成22年)	H22.7.16
92	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	67人	京都大学 京都弁護士会	・「法の基礎」、「法の本とは」、「法の基本的な事例で考えてみよう」 特別講義「裁判と弁護士の役割」 講師：京都弁護士会 小町崇幸弁護士		H22.7.28
93	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	67人	京都大学 京都弁護士会	・法廷見学		H22.7.29
94	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	約96人	京都大学 京都弁護士会	・講義：民法の基礎 ・テーマは、「民法とは何か」、「法律独特の言葉づかいを知つておこう」、「民法の基本原理」、「民法における権利」、「物権」、「債権」、「契約」、「特効」 指導：嵯峨野高校教員 教材監修：京都大学 笠井正俊教授	嵯峨野高校「法学」ラボ「民法の基礎～『契約』を中心とした平成22年」	H22.9.10～10.1
95	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	・民事模擬裁判による学習 ・実際に経験することがあり得る民事訴訟事件(ケース)を題材 ・ケースは、オリジナルのもので、京都市法科大学院教員が原案を提示し、京都弁護士会所属弁護士と嵯峨野高校教員が修正を加えることによって作成	嵯峨野高校模擬裁判事案1(英会話教材) 嵯峨野高校模擬裁判事案2(自転車事故) 嵯峨野高校模擬裁判事案3(明渡請求)	H22.10.1～11
96	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判による学習 ・事案監修：京都大学 笠井正俊教授 ・事案監修：村井敏邦 指導：嵯峨野高校教員	嵯峨野高校「法学」ラボ「民事訴訟の事例(平成22年)」	H22.10.15
97	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判による学習 ・訴状・弁論書・成文等の弁論の準備 ・模擬裁判の進行に応じて弁護士が助言 ・指導：村井敏邦・山代忠邦弁護士	嵯峨野高校「法学」ラボ「民事訴訟の事例(平成22年)」	H22.10.22
98	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判による学習 ・弁論の準備 ・指導：嵯峨野高校教員		H22.10.29
99	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判による学習 ・第1回弁論 ・模擬裁判の進行に応じて弁護士が助言 ・指導：山代忠邦・小町崇幸弁護士		H22.11.5
100	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判による学習 ・第2回弁論 ・模擬裁判の進行に応じて弁護士が助言 ・指導：笠井教授・山代・小町弁護士		H22.11.12
101	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判による学習 ・第2回弁論 ・模擬裁判の進行に応じて弁護士が助言 ・指導：中田良成・小町弁護士		H22.11.19

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法従機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
102	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	模擬裁判による学習 評議と判決 指導:村井・中田弁護士		H22.11.28
103	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	模擬裁判による学習 振返りまとめ 指導:嵯峨野高校教員		H22.12.10
104	京都府立嵯峨野高等学校1年生 (法学ラボ受講者のうち希望者)	法学ラボ	4人	京都大学 京都弁護士会	京都地方裁判所での法廷体験 レポート作成(H22.12～H23.2に作成) 発表(法・裁判等に関するレポート概要の発表)		H23.14～2.15
105	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	24人	京都大学 京都弁護士会	京都大学 京都弁護士会		H23.2.28
106	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	約60人	京都大学 京都弁護士会	・ワークショップ「ルールづくり」 指導:嵯峨野高校教員		H23.5.6～5.21
107	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	約40人	京都大学 京都弁護士会	・輪読:大村教志「父と娘の法入门」 指導:嵯峨野高校教員		H23.7.1～7.8
108	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	約80人	京都大学 京都弁護士会	講義:民法の基礎 ・テーマは、「民法とは何か」、「法律独特の言葉づかいを知つておこう」、「民法の基本原理」 指導:嵯峨野高校教員 教材監修:京都大学 笠井正俊教授	嵯峨野高校「法学」ラボ「民法の基礎(平成23年)」	H23.7.15～9.16
109	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	80人	京都大学 京都弁護士会	・特別講義「裁判と弁護士の役割」 講師:京都弁護士会・小町崇幸弁護士		H23.7.27
110	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	40人	京都大学 京都地方裁判所 京都弁護士会	・検察官・広報官による法教育授業(刑事法分野について) ・斤舎見学と裁判官・調査官の講話		H23.7.28
111	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	40人	京都大学 京都地方検察庁 京都弁護士会	特別講義「民事裁判の基礎」 ・テーマは、「民事訴訟の基本構造と主要原」、「民事訴訟を中心とした紛争解決(権利実現)手続の概要」 講師:京都大学・笠井正俊教授	嵯峨野高校「法学」ラボ「民事裁判の基礎(平成23年)」	H23.9.16
112	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	模擬裁判指導(1) 事案の学習 ・事案監修:京都大学 笠井正俊教授 ・指導:嵯峨野高校教員	嵯峨野高校「法学」ラボ「民事訴訟の事例(1)(平成23年)」	H23.9.30
113	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	・民事模擬裁判 ・実際で発生することがあり得る民事訴訟事件(ケース)を題材 ・ケースは、オリジナルのもので、京都大学法科大学院教員が原案を提示し、京都弁護士会所属弁護士と嵯峨野高校教員が修正を加えることによって作成	嵯峨野高校模擬裁判事案1(英会話教材)	H23.10～H23.11
114	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	・民事模擬裁判指導(2) 事案・法令の学習 ・指導:小町崇幸弁護士	嵯峨野高校模擬裁判事案2(自転車事故)	H23.10.14
115	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判指導(3) 法令の学習・弁論の準備 ・指導:中畠真哉弁護士	嵯峨野高校模擬裁判事案3(明渡請求) (平成23年)	H23.10.21
116	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判指導(4) 弁論の準備 ・指導:嵯峨野高校教員	嵯峨野高校「法学」ラボ「民事訴訟の事例(1) 記入シート(平成23年)」	H23.10.28
117	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判指導(5) 第1回弁論 ・指導:竹中芳晴・北村幸裕弁護士	嵯峨野高校「法学」ラボ「民事訴訟の事例(2) 記入シート(平成23年)」	H23.11.4
118	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	19人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判指導(6) 弁論の準備 ・指導:小町崇幸	嵯峨野高校「法学」ラボ「民事訴訟の事例(1) 記入シート(平成23年)」	H23.11.11
119	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判指導(7) 第2回弁論 ・監修:京都大学 笠井正俊教授 ・指導:竹中芳晴・中畠真哉弁護士	嵯峨野高校「法学」ラボ「民事訴訟の事例(2) 記入シート(平成23年)」	H23.11.18
120	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	・模擬裁判指導(8) 判決 ・指導:小町崇幸・北村幸裕弁護士		H23.11.25

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法規機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
122	京都府立嵯峨野高等学校1年生	法学ラボ(総合的な学習の時間)	20人	京都大学 京都弁護士会	模擬裁判指導⑨張り返り 指導:嵯峨野高校教員		H23.12.9
123	私立京都学園高等学校1年生	特別学習「人権学習」	約380人、	京都弁護士会	身近な人権問題について 題材はプログラミングや携帯電話で起る問題などいろいろな事例 生徒に適宜考えてもらつてから解説 弁護士による授業実施	平成23年度 高校1年人権事前学習プリント	H23.6.1
124	京都市立堀川高等学校1年生		60人	京都弁護士会	裁判所や法律事務所の見学 裁判傍聴 弁護士との座談会 将来の職業像を具体的にイメージしてもらうことが目的	平成23年度 高校1年人権学習プリント	H23.7.21
125	京都市立紫野高等学校1年生		約270人 (9クラス)	京都弁護士会	高校生に対する身近な法律の教育 「約束とは何だろう」「契約を守らなくてよい場合があるのだろうか」「消費者保護」 交通事故、ネットトラブル、ワンクリニック訴訟、契約の概念等の説明	私法と消費者保護①(高校生用プリント) 私法と消費者法講義②(生徒配布用_民法条文抜粋) 私法と消費者保護③高校生向け(講師用レジュメ)	H23.11.10
126	京都市立西鶴高等学校1年生	社会科	120人	京都地方検察庁	高校生に対する身近な法律の教育 「約束とは何だろう」「契約を守らなくてよい場合があるのだろうか」「消費者保護」 交通事故、ネットトラブル、ワンクリニック訴訟、契約の概念等の説明	私法と消費者保護①(高校生用プリント) 私法と消費者法講義②(生徒配布用_民法条文抜粋) 私法と消費者保護③高校生向け(講師用レジュメ)	H23.11.17
127	京都府立西鶴高等学校1年生	みらい学 (法) 模擬裁判	42人	京都地方検察庁	裁判員制度等について ・裁判員による授業実施(出前教室) ・検察官による法教育授業(刑法事分野について)(出前教室)	使用教材等:広報用パンフレット	H23.2.8
128	京都府立福知山高等学校1年生	京都府立福知山高等学校普通科1年生	32人	京都地方検察庁 京都地方裁判所	裁判所における模擬裁判実施 ・裁判所による法教育講義・講評 書記官による法教育講義・講評(出前教室) ・検察官による法教育講義・講評	使用教材等:広報用パンフレット	H22.10.15
129	私立立命館宇治高等学校2年生		約120人 (3クラス)	京都司法書士会	賞金業法改正の経緯 ・利息計算	使用教材等:広報用パンフレット配付DVD「裁判員プロジェクト始まります!鑑賞/裁判所において模擬裁判実施	H23.7.29
130	私立立命館宇治高等学校2年生	特別授業	約15人	京都弁護士会	・法務省法教育シンポジウム支援高校実践報告 ・一つの出来事をそれぞれの役割に応じて色々な角度から整理・分析・検討して、議論 ・物事の見方を広げることが目的	日司連パワーポイント教材「青少年のための法律講座」、オリジナルテキスト(※)	H23.1.31
131	私立立命館宇治高等学校2年生		約120人 (3クラス)	京都司法書士会	・消費者教育について ・司法書士による授業実施	日司連パワーポイント教材「青少年のための法律講座」、テキスト「契約の原則と特別法」 (※)	H22.10.29
132	私立立命館宇治高等学校2年生		27人	京都弁護士会	・少年法の意義 ・少年事件の手続きの流れ ・少年の手書きの流れ ・弁護士による授業実施	教材公開不可	H23.4.13
133	私立平安女学院高等学校2年生		27人	京都弁護士会	・家族に関する問題 ・具体的なトラブルの予防や回避 ・ネットDVについて ・弁護士による授業実施		H23.6.11
134	京都府立鷺沂高等学校2年生		190人	京都司法書士会	消費者教育	日司連パワーポイント教材「青少年のための法律講座」労働編レジュメ	H22.11.24
135	京都府立鷺沂高等学校2年生	学年集会	230人	京都司法書士会	・労働契約と諸問題	日司連パワーポイント教材「青少年のための法律講座」労働問題はオリジナルテキスト(※)	H23.11.30
136	京都府立鷺沂高等学校2年生		240人	京都弁護士会	・情報化社会と高校生インターネット・携帯電話と私たちの人権。 ・メディアアリテラシー等、携帯電話を使用することによるトラブルや法律問題について講演	テキスト「契約と消費社会」、契約の原則と特別法、寸 劇脚本	H23.6.8
137	京都府立東陵高等学校2年生		約120人(4ク ラス)	京都司法書士会	・司法書士による法教育連続授業① ・テーマは「契約とは?」	テキスト「インターネット・携帯電話と法律」携帯・イン ターネットトイズ、寸劇脚本	H23.6.24
138	京都府立東陵高等学校2年生		約120人(4ク ラス)	京都司法書士会	・司法書士による法教育連続授業② ・テーマは「インターネット・携帯電話と契約」	テキスト「インターネット・携帯電話と法律」携帯・イン ターネットトイズ、寸劇脚本	H23.9.16
139	京都府立東陵高等学校2年生						

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法規機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
140	京都府立東陵高等学校2年生		約120人(4クラス)	京都司法書士会	・司法書士による法教育連続授業③ ・テーマは「労働契約と人権」	テキスト「労働契約と人権」、事前学習労働編クイズ、寸劇労働編	H23.9.30
141	京都府立東陵高等学校2年生		約120人(4クラス)	京都司法書士会	・司法書士による法教育連続授業④ ・テーマは「労働契約と人権」	テキスト「労働契約と人権」、寸劇労働編	H23.11.4
142	京都府立南陽高等学校2年生		40人	京都司法書士会	・貧困問題と労働 ・生活保護	テキスト「ワーキングアートと格差社会」	H23.11.8
143	京都府立京都八幡高等学校2年生	社会科	23人	京都地方検察庁	模擬裁判指導 ・模擬裁判指導 ・検察官による受業実施(出前教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／教員作成模擬裁判シナリオ	H22.11.17
144	京都府立京都八幡高等学校2年生		24人	京都弁護士会	・弁護士という仕事をについての講演		H22.10.27
145	京都府立京都八幡高等学校2年生 コース2年生	社会科	16人	京都地方検察庁	模擬裁判指導 ・模擬裁判 ・講師: 村井敏邦弁護士	使用教材等: 広報用パンフレット配付／教員作成模擬裁判シナリオ	H23.12.13
146	京都府立嵯峨野高等学校3年生	法学ラボ(総合的な学習 の時間)	80人	京都弁護士会	・みんなとともに自分らしく生きる」と題する法教育の講演		H22.7.15
147	京都府立鳥羽高等学校3年生		約320人	京都大学	・短めの複数の事例をもとに、クイズ形式の授業を実施 ・テーマは「契約の拘束力と、その例外としての民法規定の意思表示の瑕疵」、「特別法による消費者保護」等	私法と消費者保護①(高校生用プリント) 私法と消費者法講義②(生徒配布用、民法条文抜粋)	H23.2.16
148	京都府立農芸高等学校3年生	卒業にあたつての特別講義	89人	京都弁護士会	・「みんなと一緒に歩んでいこう」と題する法教育の講演	南丹高校勉強会レジュメ～交通事故に巻き込まれたこと～	H23.2.17
149	京都府立南丹高等学校3年生		190人	京都弁護士会	・交通事故にあつたときの対処法について ・具体的な事案を元に講義 ・弁護士の体験談も交えつつ解説		H23.2.23
150	京都府立須知高等学校3年生	特別授業	99人	京都弁護士会	・事例に学ぶ法教育学習 ・労働問題と消費者問題について問答形式で授業 ・短い事例を複数素材として問答形式で授業 ・労働問題については「労働セクハラ解雇の問題点と対応」にについて議論 ・消費者問題については「契約自由の原則とその例外である意思表示の瑕疵」や「消費者契約法による保護」について議論		H24.2.14
151	京都府立須知高等学校3年生	特別授業	81人	京都弁護士会	・労働問題 ・消費者問題		H23.11.25
152	京都府立桃山高等学校(定時制)3年生		49人	京都弁護士会	・金銭トラブルと破産 ・テーマは、「金銭トラブルの種類」、「多重債務問題」、「保証」、「破産とは」等	「金銭トラブルと破産」	H22.11.25
153	京都府立桃山高等学校(定時制)3年生		49人	京都弁護士会	・交通事故の基礎知識 ・テーマは、「交通事故の責任」、「加害者が亡ってしまった場合」、「被害者が亡くなった場合」、「死亡事故の原因」、「物損の場合」、「賠償額の減額」	「交通事故の基礎知識」	H23.11.25
154	京都府立朱雀高等学校(定時制)3年生		40人	京都司法書士会	・契約について考える ・テーマは「雇用契約について」、「悪質商法について」	講師作成 オリジナルテキスト(※)(掲載不可)	H22.7.5
155	私立洛陽総合高等学校3年生		120人	京都司法書士会	・悪質商法 ・労働問題 ・契約 ・保証 ・消費者教育全般	講師作成 オリジナルテキスト(※)(掲載不可)	H22.11.8
156	京都府立網野高等学校3年生		約120人	京都司法書士会		講師作成 オリジナルテキスト(※)(掲載不可)	H23.2.16
157	京都府立網野高等学校3年生		189人	京都司法書士会	・契約 ・悪質商法 ・労働問題	オリジナルテキスト(※)	H24.2.16
158	京都府立大江高等学校3年生		約110人	京都司法書士会	・司法書士について ・契約とお金・クレジット・キャッシュ・キャッシングオフ	日司連携ポイント教材「青少年のための法律講座」、オリジナルテキスト(※)	H23.2.4

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
159	京都府立大江高等学校3年生		115人	京都司法書士会	契約 ・クレジットカード ・悪質商法 ・クーリングオフ	オリジナルテキスト(※)	H24.2.10
160	私立京都女子高等学校3年生(法学部進学生)		22人	京都司法書士会	司法書士について ・契約・法学入門	日司連バワーポイント教材「青少年のための法律講座」オリジナルテキスト(※)	H23.2.16
161	京都府立工業高等学校3年生		約200人	京都司法書士会	司法書士について ・契約・キャッシング・クレジット・保証	日司連バワーポイント教材「青少年のための法律講座」オリジナルテキスト(※)	H23.2.25
162	京都府立工業高等学校3年生		180人	京都司法書士会	契約 ・悪質商法 ・多重債務	日司連バワーポイント教材「青少年のための法律講座」オリジナルテキスト(※)	H24.2.10
163	京都府立鶴駒美術工芸高等学校3年生		38人	京都司法書士会	労働と労働契約の種類	オリジナルテキスト(※)、パワーポイント教材	H24.1.16
164	京都府立洛水高等学校3年生		約80人(2クラス)	京都司法書士会	契約 ・多重債務問題	オリジナルテキスト(※)	H24.2.16
165	京都府立経野高等学校間人分校(定時制4年生)		約15人	京都弁護士会	契約 ・携帯電話トラブル ・労働問題など	講師作成オリジナルテキスト(※)(複数不可)	H23.2.2
166	私立京都成章高等学校全学年	法律講座	約1,300人	京都弁護士会	契約関係についての講演 ・交通事故についての講演 ・サラ金	教材名「バワーポイント教材・作成者弁護士小嶋敦・公開不可	H23.4.20
167	私立京都聖カタリナ高等学校看護専攻科		33人	京都司法書士会	労働問題	オリジナルテキスト(※)	H23.11.8
168	京都教育大学付属高等学校	高校生模擬裁判選手権	8人	京都地方検察庁	検察官による模擬裁判指導 ・講義、講評(出前教室)	使用教材: 第5回 高校生模擬裁判選手権 教材集	H23.6.22
169	京都府立鴨沂高等学校(定時制)全学年		約180人(9クラス)	京都弁護士会	消費者問題について		H24.3.21
170	京都府立南陽高等学校サイエンスリサーチ科		約120人(3クラス)	京都弁護士会	裁判員制度の実際 ・裁判員裁判手続の流れをストーリーで説明	「もしも裁判員になつたら」	H24.2.27
171	私立京都西山高等学校			京都弁護士会	消費者問題について		
172	京都府立福知山高等学校	みらい学(検察業務)	43人	京都地方検察庁	刑法分野について ・検察官による授業実施(出前教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「検察官の役割－社会正義の実現のために」鑑賞	H23.10.14
173	京都府立福知山高等学校	みらい学(法律)	29人	京都地方検察庁	刑法分野について ・検察官による授業実施(出前教室)		H23.11.10
174	高校生	高校生模擬裁判 関西大会		京都弁護士会	弁護士が出場・校へ支援 ・京都からは京都教育大附属高校と立命館宇治高校が参加 ・事案は強盗致傷の記録		H23.8.6
175	立命館大学法学部1回生	検察業務	32人	京都地方検察庁	刑法分野について(講義) ・検察官による授業実施 ・行金・見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「検事の姿」鑑賞	H22.11.9
176	立命館大学法学部1回生	検察業務	28人	京都地方検察庁	刑法分野について(講義) ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「検事の姿」鑑賞	H22.11.16
177	種智院大学 新入学生	新入生ガイダンス	約40人	京都司法書士会	消費者教育について ・司法書士による授業実施	日司連バワーポイント教材「青少年のための法律講座」オリジナルテキスト(※)	H23.4.2
178	京都医療科学大学1回生		約95人	京都司法書士会	マルチ商法等について ・司法書士による授業実施	日司連バワーポイント教材「青少年のための法律講座」オリジナルテキスト(※)	H23.4.5
179	京都産業大学法学部1回生	検察業務	1人	京都地方検察庁	検察官等による検察官業務説明等 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「検事の姿」鑑賞	H23.9.13

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
180	龍谷大学法学部1年生	演習	5人	法テラス京都	・法テラス業務から裁判を受ける権利について考える ・スタッフ弁護士による授業実施 ・職員による業務説明 ・法テラス見学		H23.5.25
181	龍谷大学法学部1回生	演習	3人	京都地方検察庁	・検察業務及び裁判員制度等 ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等:広報用パンフレット配付／DVD「検察の役割－社会正義の実現のために」鑑賞	H23.6.9
182	京都産業大学1・2回生		40人	京都保護監視所	・現代社会と法(交通問題) ・更生保護全般について ・保護観察官による授業実施		H23.7.14
183	ノートルダム女子大学2回生	新入生ガイダンス	約130人	京都司法書士会	・クレジット契約による授業実施 ・司法書士による座学	日司連パワーポイント教材「青少年のための法律講座」、オリジナルテキスト※)	H23.4.5
184	京都府立大学2・3回生	物権法講座	19人	京都地方法務局	・不動産登記制度及び筆界特定制度に関する座学 ・法務局見学会		H22.8.11
185	京都府立大学2・3回生	物権法講座	13人	京都地方法務局	・筆界特定制度及び成年後見登記事項証明書に関する座学 ・法務局見学会		H23.8.11
186	京都府立大学3回生 同志社大学3回生		2人	京都地方法務局	・インターネット		H22.9.10～9.17
187	同志社大学3回生	演習	42人	京都地方検察庁	・検察官による授業実施説明等(出前教室)	使用教材等:広報用パンフレット	H23.11.6
188	龍谷大学法学部3回生	演習	20人	京都地方検察庁	・検察官による検察業務説明 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等:広報用パンフレット	H24.3.28
189	京都府立大学3回生 同志社大学3回生		4人	京都地方法務局	・インターネット	身の回りにある法律的な問題	H23.9.5
190	京都大学等9大学法学部学生	刑法	200人	立命館大学法友会 京都地方検察庁 京都地方裁判所 京都弁護士会	・法律討論会・審査員(検察官ほか)		H22.10.23
191	京都大学等9大学法学部学生	刑法	200人	京都地方検察庁 京都地方裁判所 京都弁護士会	・法律討論会・審査員(検察官ほか)		H23.10.27
192	大阪大学等9大学法学部学生	民法	140人	同志社大学同法会 京都地方検察庁 京都地方裁判所 京都弁護士会	・法律討論会・審査員(検察官ほか)		H24.3.3
193	京大・同志社・立命大法科大学院生	検察業務	43人	京都地方検察庁	・刑事法分野について(講話、講義、講評) ・模擬弁護指導 ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)		H22.11.1
194	法科大学院生	検察業務	42人	京都地方検察庁	・刑事法分野について(講話、講義、講評) ・模擬弁護指導 ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)		H23.10.5
195	立命館大学法科大学院生	検察業務	13人	京都地方検察庁	・刑事法分野について(講話、講義、講評) ・模擬弁護指導 ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)		H22.11.30
196	立命館大学法科大学院生	検察業務	10人	京都地方検察庁	・刑事法分野について(講話、講義、講評) ・模擬弁護指導 ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)		H23.8.2
197	立命館大学法科大学院生	検察業務	7人	京都地方検察庁	・刑事法分野について(講話、講義、講評) ・模擬弁護指導 ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)		H23.11.29
198	京都産業大学法科大学院生	法曹倫理	6人	法テラス京都	・法テラス職員による法テラス業務について		H22.12.25

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法規機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
199	京都産業大学法科大学院生	検察業務	11人	京都地方検察庁	・刑事法分野について(講義、講評) ・模擬弁護指導 ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット／DVD「検事の姿」鑑賞	H23.3.4
200	京都産業大学法科大学院生	法曹倫理	12人	法テラス京都	・法テラス職員による業務説明		H23.6.27
201	同志社大学法科大学院生	検察業務	19人	京都地方検察庁	・模擬弁護指導 ・検察官による授業実施(講話、講義、講評)		H24.2.15
202	龍谷大学法科大学院2年生	法務研修	31人	法テラス京都	・法務研修(法テラス業務に関する講義) ・施設見学		H23.2.17
203	龍谷大学法科大学院生	法務研修	32人	京都地方検察庁	・刑事法分野について(講義) ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「検事の姿」鑑賞	H23.2.17
204	龍谷大学法科大学院生	現代法律職論	18人	京都地方検察庁	・刑事法分野について(講義) ・検察官による授業実施(出前教室)	使用教材等: 広報用パンフレット	H23.6.10
205	司法修習生(弁護士会修習)	被害者支援の活動	10人	京都地方検察庁	・検察官による検察庁業務説明等(講義) ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット	H22.11.6
206	司法修習生(弁護士会修習)	被害者支援の活動	17人	京都地方検察庁	・検察官による検察庁業務説明等(講義) ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット	H23.10.14
207	公務員試験予備校生	検察業務	12人	京都地方検察庁	・検察官による検察庁業務説明等 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「検察の役割－社会正義の実現のために」鑑賞	H23.12.21
208	行政書士第1支部		9人	法テラス京都	・相続の基礎知識 ・法テラスの利用方法		H22.12.11
209	府下の高校教員	社会科等	30人	京都保護観察所	・更生保護研修 ・保護観察所長による授業実施		H22.8.19
210	社会教育主事、社会教育指導員など		80人	京都地方法務局	・出前講座「ネット社会の人权侵害の現状と課題」		H22.9.13
211	相楽地方中学校社会科主任教諭研修	社会科	9人	京都地方検察庁	・刑事法分野について ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「検察の役割－社会正義の実現のために」鑑賞	H22.11.17
212	滋賀県湖東地区高校等教頭・副校長 県外研修	法教育 検察業務 裁判員制度	9人	京都地方検察庁	・刑事法分野について ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「裁判員制度～もしもあなたが選ばれたら」鑑賞	H22.12.1
213	京都府立北陵高等学校教諭等		55人	京都地方検察庁	・刑事手続及び裁判員制度等について ・検察官による授業実施 ・行舎見学(移動教室)	使用教材等: 広報用パンフレット配付／DVD「裁判員プロジェクト始めます」鑑賞	H23.3.22
214	京都府立鴨沂高等学校教員	人権研修	約30人	法テラス京都	・児童虐待防止法についての講義 ・講師派遣		H23.7.1
215	京都府内社科教諭等	夏季教員研修	25人	京都地方検察庁 京都地方裁判所 京都保護観察所 京都刑務所 京都弁護士会			H23.8.24
216	京都府立東舞鶴高等学校教職員		50人	京都地方法務局	・法教育の概要説明(法務局での取組) ・インターネットによるいじめについて	司法教育の充実について	H23.11.9
217	京都教育研究会会員		不明	京都大学	・「法教育と生きる力－自由で公正な民主的社會の担い手の育成」と題する講演を実施		H23.12.10
218	大山崎町立大山崎中学校 PTA		約80人	京都司法書士会	・契約とは ・携帯電話トラブルについて	講師作成 オリジナルテキスト(※)(掲載不可)	H22.7.9
219	京都市左京区中学校 PTA親まなび 委員研修会		15人	京都司法書士会	・中学生のトラブルと法律入門	講師作成 オリジナルテキスト(※)(掲載不可)	H22.12.14

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
220	京都府立嵯峨野高等学校保護者		55人	京都司法書士会	契約 ・悪質商法 ・未成年の責任	日司連バワーポイント教材「青少年のための法律講座」、オリジナルテキスト(※)	H23.9.29
221	少年補導員	検察業務 裁判員制度	24人	京都地方検察庁	・刑事手続及び裁判員制度等について ・検察官職員による授業実施	使用教材等:広報用パンフレット配付／DVD「裁判員プロジェクト始めます」鑑賞	H23.11.4
222	京都犯罪被害者支援センター 予定者	検察業務 被害者支援	16人	京都地方検察庁	・検察官職員による検察庁業務説明等(出前教室)	使用教材等:広報用パンフレット	H22.12.11
223	京都市D×相談センター相談員就任		2人	法テラス京都	・職員による業務説明 ・施設見学		H23.9.12
224	京都府警犯罪被害者支援担当警察官	教養	約30人	法テラス京都	・犯罪被害者支援について ・法テラス利用法など	使用教材等:広報用パンフレット配付／DVD「もしゃもしゃ犯罪被害者保護と支援のための制度」鑑賞	H23.11.15
225	京都犯罪被害者支援センター	検察業務 裁判員制度	25人	京都地方検察庁	・検察官職員による検察庁業務説明等(出前教室)		H23.12.10
226	京都刑務所職員		160人	京都地方法務局	・人権について ・法務局職員による出前講座		H24.1.24
227	八幡市民児童委員	定期研修	25人	法テラス京都	・法テラスの業務説明		H22.8.5
228	八幡市民児童委員	定期研修	約30人	法テラス京都	・法テラス職員による法テラスの業務説明		H22.11.15
229	民生児童委員	定期研修	約20人	法テラス京都	・法テラス職員による法テラス業務説明		H23.2.9
230	民生児童委員	定期研修	約35人	法テラス京都	・法テラス職員による法テラス業務説明		H23.2.10
231	向日市民生児童委員・主任児童委員	定期研修	約70人	法テラス京都	・法テラスの利用法など		H23.12.13
232	亀岡市民児童委員	定期研修	約190人	法テラス京都			H24.2.21
233	京都市財産活用促進課職員		12人	京都地方法務局	・出前講座「筆界特定制度」		H22.8.31
234	京都市財産活用促進課職員		11人	京都地方法務局	・出前講座「筆界特定制度」		H22.9.2
235	身体障害者相談員・介護者・行政関係者など		200人	京都地方法務局	・出前講座「筆界特定制度」		H22.9.10
236	京都市消防学校専科教育受講者 京都市消防局各消防署監査員		52人	京都地方法務局	・出前講座「不動産登記制度の概要について」		H23.6.28
237	身体障害者相談員・介護者・行政関係者など(京都府南部)		約120人	法テラス京都	・法テラス職員による業務説明		H23.8.26
238	身体障害者相談員・介護者・行政関係者など(京都府北部)		約120人	法テラス京都	・法テラス職員による業務説明		H23.8.31
239	身体障害者相談員・介護者・行政関係者など(京都市内)		約100人	法テラス京都	・法テラス職員による業務説明		H23.9.10
240	京都家事調停協議会調停委員	定期研修	約30人	法テラス京都	・法テラスの利用法など		H24.3.22
241	京都府用地対策連絡協議会		50人	京都地方法務局	・出前講座「公事事業に係る不動産登記について」		H23.6.10
242	消費生活相談員		25人	京都地方法務局	・出前講座「供託制度と具体的な事例」		H22.12.16
243	京都自動車業界		171人	京都地方法務局	・出前講座「人権問題の現状と課題」		H22.12.9

	対象者	実施教科等	出席人数	関係法律機関・団体	実施内容	備考(使用教材等)	実施日
244 警備会社	社員教育		30人	京都地方検察庁	・検察庁職員による検察庁業務説明等(出前教室)	使用教材等:広報用「パンフレット配付／DVD「裁判員プロジェクト始めます!鑑賞」	H23.7.9
245 信用金庫職員			120人	京都地方法務局	・職場におけるハラスメント		H23.8.3
246 財団法人日本老人福祉財団 京都ゆうゆうの里職員			16人	京都地方法務局	・パワーハラスマートについて ・法務局職員による出前講座		H24.2.9
247 特別養護老人ホームのボランティア			34人	京都地方法務局	・身の回りにある法律的な問題(契約・婚姻・親族・相続・不法行為)について	身の回りにある法律的な問題(契約・婚姻・親族・相続・不法行為)	H22.5.25
248 社会福祉法人担当者			50人	京都地方法務局	・出前講座「社会福祉法人の理事変更登記について」		H22.7.6
249 社会福祉法人等指導監査担当者	検察のしごと		30人	京都地方法務局	・出前講座「社会福祉法人の理事変更登記の添付書類について」		H22.7.9
250 総務部高齢者学級			80人	京都地方法務局	・出前講座「社会福祉法人の理事変更登記の添付書類について」	使用教材等:広報用「パンフレット配付／DVD「検察の役割－社会正義の実現のために」鑑賞」	H24.1.20
251 一般京都府・市民			45人	京都弁護士会	・医事法について等 ・弁護士による受業実施		H22.9.4
252 一般京都府・市民			16人	京都弁護士会	・裁判の解説 ・法廷傍聴		H22.9.16
253 一般京都府・市民			46人	京都弁護士会	・家族法の改正と現在の動き ・弁護士による受業実施		H22.9.18
254 一般社会人			48組	京都地方法務局	・所管各業務に関する「日曜相談」を府内3か所で実施		H22.10.3
255 京都市民(ひとり親家庭の親など)			約35人	法テラス京都	・養育費について		H22.11.6
256 京都市民			8人	法テラス京都	・法テラス職員による法テラス業務説明など		H23.1.30
257 城陽市「消費生活連絡講座」受講者			19人	京都地方法務局	・出前講座「身の回りにある法律を知ろう～日常の中の様々な契約～」 ・契約と契約解除について	身の回りにある法律的な問題(契約と契約解除)	H23.6.23
258 一般社会人			64人	京都地方法務局	・法務局職員による所管各事務に関する「日曜相談所」の開設(府内3か所において実施)		H23.10.2
259 一般社会人			146人	京都地方法務局	・法務局職員等による所管業務に関する「全国一斉！法務局休日相談所」(府内2か所で実施)		H24.2.12

● 学年順、日付順に記載

※ 京都司法書士会の「オジナルテキスト」については、右記のテキスト等に基づいて、講師が授業に合わせたテキストを作成している。

クレサラ問題講義レジュメ(講師用)

クレサラ問題講義レジュメ(生徒用)

クレジット・サラ金講義シナリオ

クレジット生徒配付用

ワーキングブックと格差社会レジム

悪質商法から身を守る

代表的な教材例①

京都市立紫竹小学校

(平成 23 年度)

法教育特別授業 学習指導案

京都市立紫竹小学校

指導者 三浦 清孝

1. 日 時 平成24年1月27日（金）第3ブロック前半（2時～2時45分）

2. 学年・組 第6学年い組（男子12名 女子11名 計23名）

3. 活動名 「みんなのことをみんなで決める—あいさつのできる学校に—」

4. 活動目標

- 「あいさつのできる学校にする」ことについて、これまでの取組や活動をふまえて、多様な立場や考え方を調整しながら方策を決定することのよさを学ぶとともに、その決定をみんなですすめていく大切さを理解する。

5. 単元の評価規準

法的な考え方について	<ul style="list-style-type: none">・ものごとを決定する場合には、その事柄について把握し自分の立場や考えをもって話合う中で、多様な考え方があることに気づき、お互いの意見を十分に聞き合い、相互の立場にたって考えることが大切であることを理解する。・みんなで決めた方策を守ることの大切さを理解する。
------------	---

6. 法教育の授業について

法教育は、「自分たちの身の回りで起こる様々な問題について、主体的に考え、公正に判断し、行動する力を身につける教育」である。また、活動の場面においては、「多様な他者の考え方や立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、社会を積極的に形成することのできる力」である人間関係・社会形成能力を培うものである。

法教育の授業を通して、一人一人がかけがえのない存在であり、一人一人を大切にするために、異なる意見や考え方・感じ方を認め合い、意見が対立することを適切に受け止めようとする姿勢や態度が大切であることを理解することめざしている。そして、法とは「異なる価値観や意見を持つ人々が上手に共存していくためのもの」であると考え、権利には義務と責任が伴い、役割を果たすことの大切さを理解することが求められる。またその考え方は、権利、義務、公正公平、合理性といった判断だけではなく、「おもいやり」や「配慮」も大切な要素の一つであることに気付くこともねらいとしている。

本授業においては、紫竹小学校の課題の一つである「あいさつ」を取り上げる。まず、アンケート調査により紫竹小学校の子どもたちの意識を数値化し、「あいさつ」について考える判断材料とした。また、これまでに行われた「あいさつ」についての取組と効果について考えることから活動をスタートしている。

アンケート調査の結果から、「あいさつ」をすることは、一人一人を大切にし、個々のつながりや集団とのつながりを認め合う第一歩であり、学校生活を円滑にすすめるために必要不可欠な行為であると認識をしている。しかしながら、必要性を認めながらも実際には自らすすんであいさつをしている子どもは少ない。そこで、最高学年としてよりよい学校を築くために、「あいさつのできる紫竹小学校」にするための方策について話し合いをすることとした。

「あいさつのできる学校」にするために、第1時では、なぜ「あいさつ」をするのかという、人間関係上のルール（行為）の意義を考えさせることを通じて、お互いに相手を認め合うことと、お互いに相手を尊重し合うことについて考えるようにした。それを受け、本時では、よりよい紫竹小学校を作り上げていくために全員が「あいさつをする」というルールがあることを前提として、それを達成するための方策を検討するようにしている。

また、これまで紫竹小学校では、「あいさつ運動」や「児童会からの呼びかけ」、「先生からの声かけ」など、様々な方策が試みられてきたが全員が「あいさつのできる」にはいたっていない現状もふまえて話し合いを行うようにしている。

「あいさつのできる学校」にするために、どのような方策が有効であるのかを事前アンケート結果の代表的な5つの意見を参考に、それぞれが自分の立場を定めて、お互いの意見や立場を理解しながら、みんなで解決方法を話し合う場面を設定している。

特に、本時の話し合い活動の中では、厳格なルールづくりや罰則では「互いに尊敬を示す」という心情面での目標は達成できないが、一人一人の意識に任せるだけでは、「あいさつをしない人がいる」という現状を変えることが難しく、また、相手を認めるという人間関係上大切な「行為」がおろそかになってしまいうとい対極の課題に気づいた上で、道徳的な要素、法的な要素を理解しながら、自分たちの行動をみんなで決定してほしいと考えている。

弁護士の先生方に各グループの話し合い活動に参加していただき、「あいさつ」という人間関係を結ぶもっとも基本的で欠くことのできない活動を、どのような方策を行えば全員が当たり前にそして自然に行うことができるかを、「あいさつ」の意義や意味、人間関係や学校としてのルールやマナー、モラルとしてのとらえ方や、実際の行動や6年生としての働きかけ等について助言をいただきながら、調整を図り、「みんなのことをみんなできめる」ようにすすめたい。

7. 子どもについて

5年生からクラス替えなくそのまま進級した学級である。ただし、学級担任のみが交代している。4月当初は担任が代わったことによりやや不安定になる子どもがおり、落ち着いた雰囲気で生活を送ることが難しい面が感じられた。修学旅行、運動会、学習発表会等の行事や日々の授業、たてわり活動を進める中で担任との関係、子ども間の関係は落ち着きを取り戻し、さまざまな取り組みを通して6年生として頑張ることができたという自尊感情の高まりと、それぞれの役割をきちんと果たしてきたという自己有用感の高まりの2つの高まりが見られるようになってきた。

しかしながら、学級の特性として、自分と親しい仲間とは良好な人間関係は結ぶことができるが、自分との立場や考え方の「違い」を認め合うことができずに疎外する意識が強

かったり、はじめての場所や緊張感が高い場面、公的な場面等での人間関係づくりは消極的になりがちである。また、相手の考えを正しく理解し、自分の気持ちを伝えることが苦手だと感じている子どもも多い。学級内でも、自分勝手な「聞き方」が原因によるトラブルや、固定的なものの見方からくるあやまつた判断などが見られるなど、人間関係の固定化がすすみ、公正・公平な判断や行動を損なう場面も見られる。

これまでの学級活動や道徳の授業では、相互理解を深めよりよい判断をしていくとする心情や行動、話合いでの折り合いのつけ方などを学んできた。しかしながら、ものごとを「決定」することにより明らかに不利益が生じる場面や、立場や利害、価値観の異なる相手のことを理解した上で話合いをすすめる場面は少なかった。同質性の高い集団（だと子どもたちはとらえている）の中で、みんなが同じ方向を向き、だれも不利益を被ることなく等しい利益（または負担）を生み出すことに大きな価値を求めたり、「折り合い」をつけることのみに価値を見出し自分の考え伝えることをためらっていたり、大勢と異なる意見を持つ子どもを排他的に扱ったりする場面が見られた。その反省に立ち、子どもが、自分たちの生活の中でも本当は一人一人が立場や考え方、利害が異なり、互いの立場を理解した上で、公正・公平や、みんなで決めたルールを守ることの大切さについて考えることができる法教育特別授業は大きな意味を持つと考える。

8. 指導計画（全2時間）

時	学習活動	学習活動における評価規準（評価方法）	法教育の視点
1	<ul style="list-style-type: none"> ○紫竹小学校の「あいさつ」の現状について知り、解決策の5つの立場について考え、話合いの準備をする。 ・紫竹小学校の「あいさつ」の現状を知り、話合いの議題を理解する。 あいさつの意味 場面の理解・効果の理解 ・自分の立場をさだめ、自分が一番適切だと思う案を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と解決策を理解し、適切な行動について考えることができる。 (ワークシート) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の立場を理解し、考えを伝える準備をすることができる。

	<p>○紫竹小学校を「あいさつのできる学校」にするために、多様な考え方を調整しながら決定する方法を学ぶとともに、その決定をみんなで守る大切さを理解する。</p> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論議する内容を理解し、グループで話合う。 ・弁護士の先生から、話し合いのアドバスや講評を受け、法的なものの見方や考え方について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつのできる学校」にするために、多様な考え方を調整しながら決定する方法を考えようとする。 (観察・発言) 	<ul style="list-style-type: none"> ・方策を決定するための大切な点や配慮事項に気づき、決定した方策をみんなで守る大切さを理解する。
--	--	--	---

9. 本時の目標

○紫竹小学校を「あいさつのできる学校」にするために、多様な考え方を調整しながら決定する方法を学ぶとともに、その決定をみんなで守る大切さを理解する。

10. 本時の展開

学習活動	働きかけと 予想される 子どもの反応	○留意点 ☆法教育の視点 からの支援	評価の視点
1. 学習のめあてと流れを確かめる。 ・めあて	○1時間の学習の流れを示す。 ・流れがわかる。	○本時のめあてを確かめることで、学習の課題を明確にしてるようにする。	
紫竹小学校を「あいさつのできる学校」にしよう			
・流れ ①紫竹小学校の「あいさつ」の現状 ②「あいさつのできる学校」にするための話し合い ③話し合いの報告 ④弁護士の先生のお話 ⑤交流 ⑥まとめ			

<p>2. 議論する問題を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状 ○課題 ○従来の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○議論する問題を説明し、整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークシートを使い説明する。 ☆話合いの視点を示す。 	<p>よりよい学校をつくるために、多様な考え方を調整しながら決定する方法を学ぶ。</p> <p>(行動・観察)</p>
<p>3. グループごとに「あいさつのできる学校」にするためにはどうしたらよいかを議論する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○役割 ○進行 ○結論 	<ul style="list-style-type: none"> ○お互いの意見を十分に聞き合って、結論を出しましょう。 ・方策と理由を出し合う ・互いの意見への反応 ・現状・課題の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ☆結論を1つに絞らなくてもよい。 ☆結論を急がない。 ☆結論がでなくてもよい。 ☆様々な配慮事項に気付く。 ☆1から5について取り上げてもよい 	
<p>4. 代表からグループの結論を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理由と結論 	<ul style="list-style-type: none"> ○結論（方策）と理由を発表しましょう。 ・結論は～です。 ・～まで話合いができましたが、～の点がまとまりませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1つにしぶりきれなかつたり、結論がでなかつた場合も、その理由を説明する。 	
<p>5. 弁護士の先生からのお話を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各グループの話合いの様子を評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○結論と説明をもとに論点を整理する。 ☆ルール、モラル、マナーの考え方 ☆方策づくりで大切にすべきポイント 	<p>みんなの決定をみんなで守る大切さを理解する。</p> <p>(行動・観察)</p>
<p>6. 感想を交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○方策づくり ○ルールづくり ○異なる立場を理解すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○本時の感想を交流する。 ・異なる意見を聞きながら、話合うことの大切さを知った。 ・みんなで決めたルールは守ることが大切だ。 ・この話合いをもとに全校に働きかけたい。 		
<p>7.まとめ</p>			

11. 活動の評価

紫竹小学校を「あいさつのできる学校」にするために、

- ①多様な考え方を調整しながら決定する方法を学ぶ。
- ②その決定をみんなで守る大切さを理解する。

ワークシート 1

「あいさつ」について

1. なぜ「あいさつ」をするのか。

「あいさつ」とは、目の前の相手の存在を認める行為です。家族や学級、学校そして社会の一員として相手の存在を認め、その確認のために自分から相手に声をかけて所属を認める、確かめる行為です。「あいさつ」が返ってくるということは、お互いの存在を認め合うことができたという証なのです。

2. あいさつをしたらどうなるのか。

「あいさつ」は相手を認めることの始まりです。「おはようございます」とは、朝一番に相手を認める声を発することなのです。家族全員、学級全員、出会う人全員とつながりがあるわけですから、「おはようございます」をし、返すことで、お互いの存在を認め合い1日のスタートをきくことができるのです。

しかしながら、登校中に全校の友だちや先生方に出会うことはできないので、「こんにちは」があるのです。「おはようございます」が伝えられなかった相手に、「こんにちは」と言って、互いに存在を認め合うのです。また、お客様に対しても、紫竹小学校に来校していただいた歓迎の気持ち（相手を認める意味）を「あいさつ」で表現するのです。

そして、1日の学校生活が終わるときに、「さよなら」と言い合って、1日一緒に過ごしたお互いの存在を認め合って下校をするのです。

3. 「あいさつ」をしないとはどういうことなのか

「あいさつ」とは、お互いの存在を認め合う行為だと考えると、「あいさつ」をしないということは、存在を認めないと意思表示になるわけです。家族、学級、学校の一員として相手を認めないとということです。また、「あいさつ」を返さないということも、「あいさつ」をしないことと同様です。

単に「あいさつ」をしなかつただけということではなく、お互いの存在を認めないと意思表示になるとすると、「あいさつ」は、家族・学級・学校、社会の中でとても重要な行為になるわけです。「あいさつ」をしないということは、ある行為をしなかつたということではなく、人間関係の上でとても大きな問題なのです。

だからこそ、「あいさつ」は個々の気持ちで左右される問題ではなく、相手と自分の存在を認め合うという人間関係を築く上で根本的な行為なのです。自分や相手が「気持ちがいい」からあいさつをする、または、「気持ちがのらないから」あいさつをしない、という「気持ち」の部分の問題だけではなく、それ以上に、お互いを認め合うという人間関係の一番の「基本となる行為」なのです。

4. 紫竹小学校のめざす「あいさつ像」は？

「おはようございます」「こんにちは」「さよなら」は、相手を認め、自分を認めてもらう言葉です。紫竹小学校の全ての友だちがお互いに「あいさつ」をかわすことで、本当に仲間を大切にする学校になるのです。

朝出会うすべての人に「おはようございます」と自分から「あいさつ」をすることが当たり前の子どもたちに、朝に「あいさつ」できなかった先生方や、お客様に「こんにちは」と自分から「あいさつ」する子どもたちに、1日の学習を終え教室を出るとき、学校を出る時に出会うすべての人に「さようなら」と自分から「あいさつ」をすることができる子どもたちになってほしいと願っています。

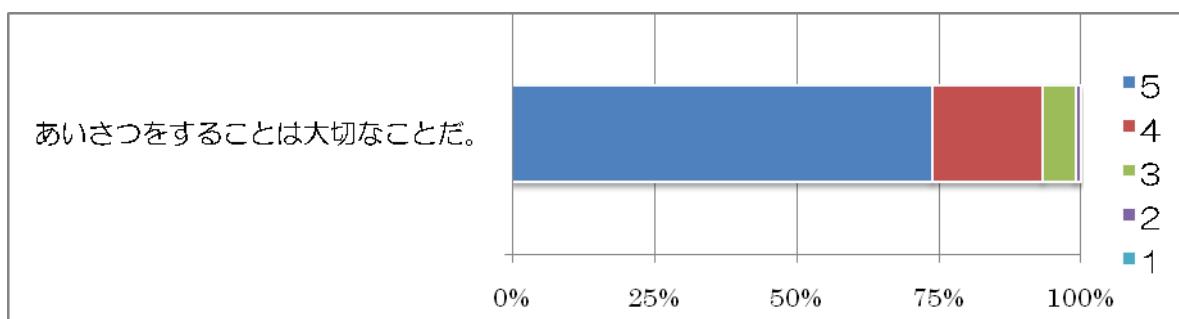
そして、「あいさつ」をされたら、相手のことを認め、必ず「あいさつ」を返す子どもたちになってほしい。紫竹小学校の全ての子どもたちが「あいさつ」が当たり前でできるようになってほしいと願っているのです。

つまり、紫竹小学校の全員が必ず「あいさつ」をかわすことが「あいさつのできる学校」のめざすところなのです。全員が「あいさつをする」ことが基本なのです。「気持ち」ではありません。人としての互いを認める「基本」なのです。

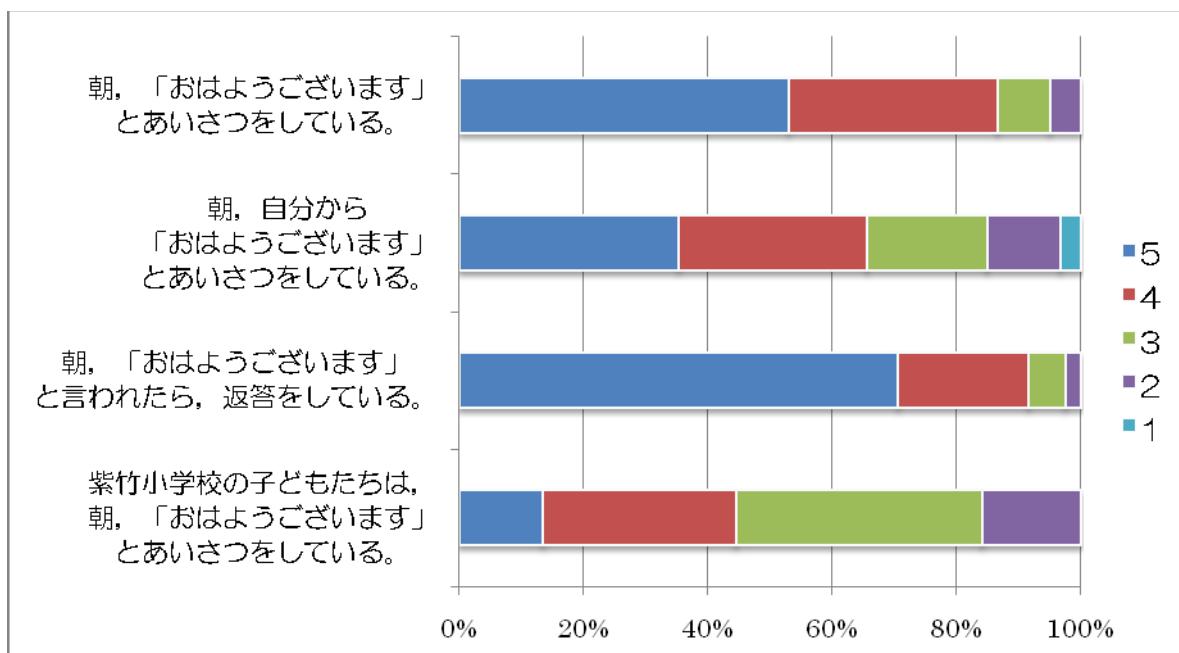
5. 紫竹小学校の「あいさつ」の現状

では、紫竹小学校の現状はどのようなものでしょうか。みなさんで答えてもらったアンケートの集計結果をもとにお話します。(4・5・6年生 119人)

下のグラフから、紫竹小学校のみんなは「あいさつ」について、とても多くの人が大切であると考えていることがわかります。

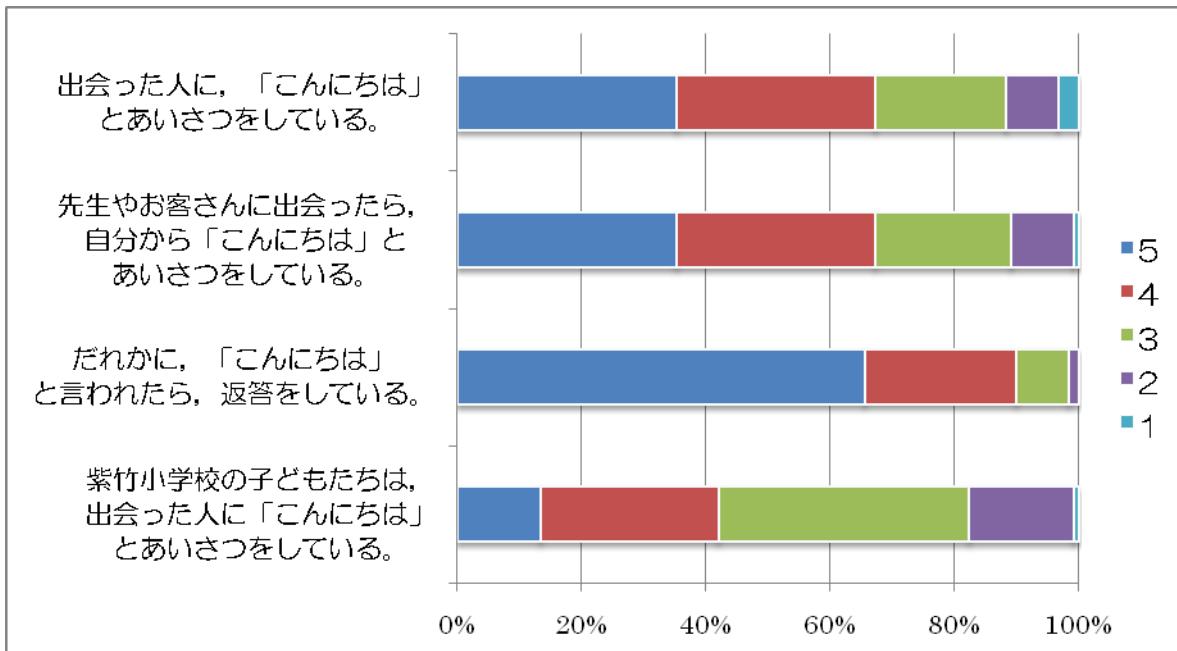


しかしながら、下のグラフを見ると、



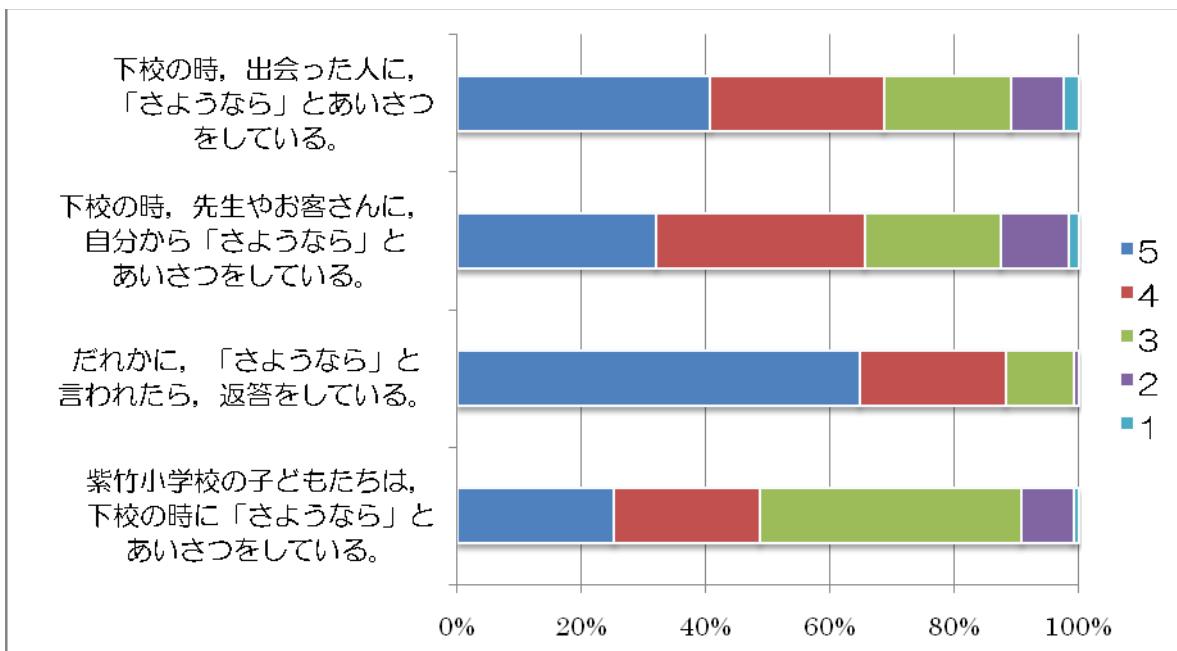
自分から「おはようございます」と「5必ずする」人は、40%にも及びません。また、お互いのことを見つめ合うと、朝から「5必ずする」子は、20%以下しかいないと感じていることがわかりました。「おはようございます」は朝一番にお互いを認め合う言葉だと考えると、紫竹小学校の朝はお互いを積極的に認め合うことなく始まっているように感じます。

では、「こんにちは」については、どうでしょうか。



結果は、「おはようございます」と同じぐらいの割合ですが、「4よくする」と回答している人が減り、「3だいたいする」と回答している人がふえています。友だち同士は、学校で「こんにちは」と言い合う場面は少ないかもしれません、紫竹小学校に来校されたお客様に対して、40%以下の子どもしか自分からあいさつしない学校はどのように映るのかを考えなくてはいけません。

では、最後に「さようなら」については、どうでしょうか？



こちらも前の2つのあいさつと同じような結果になっています。
紫竹小学校の子どもは、自分からはあまりあいさつをしないが、あいさつされれば返答する人が多いことがよくわかるアンケート結果となりました。

6. 紫竹小学校の「あいさつ」の課題

紫竹小学校の子どもたちは「あいさつ」についてとても高い意識を持っていることがアンケート結果からわかりました。「あいさつ」とは相手を認め、自分を認める言葉であり、人間関係の上でとても大切な行為であると考えると、「自分からはあまりあいさつをしないが、あいさつされれば返答する」という結果は、私たちがめざす「あいさつ」のできる学校とはかなり離れた実態であることがわかります。

しかしながら、漠然と「あいさつ」ができているかと聞かれると多くの人はできているように感じており、紫竹小学校の実態に気づいていない状態だと言えます。あいさつが必ずできていないことも大きな課題ではありますが、そのことに気づいていないことや、そのことが気にならない生活をしていることがもっと大きな課題だといえると思います。

だからこそ、私たち6年生がそのことに気づき、「あいさつ」のできる紫竹小学校にするためにどうしたらよいのかを考えなくてはならないのです。

7. 「あいさつ像」に近づく方策は？

あいさつのできる学校になるために、どのような方策が必要でしょうか。という質問をしたところ、以下のような回答を得ました。同じ内容は一つにまとめているので、たくさんの方が出されていることがわかります。

- ・あいさつ運動を続ける。
- ・ポスターをはる。
- ・クラスであいさつの話をする。
- ・あいさつのできていない人に呼びかける。
- ・自然にあいさつをするようにする。
- ・あいさつ運動を強化する。
- ・毎日1回はあいさつをする。
- ・自らあいさつをする。
- ・相手が返答できる気持ちのいいあいさつをする。
- ・あいさつをしたらこんないいことがあるということを伝える。
- ・一人ひとりが気をつける。
- ・朝から元気を出す。
- ・自らすすんであいさつできるように呼びかける。
- ・まず、おじぎをすることからはじめる。
- ・強制的にあいさつをさせる。
- ・あいさつをしないと先生に言う。
- ・がんばる。

- ・心がける。
- ・あいさつ運動を毎日ずっと続ける。
- ・近所の人にあいさつをする。
- ・朝会などであいさつの大切さを話す。
- ・大きな声であいさつをする。
- ・違う学年と交流をして、友だちになってあいさつをする。
- ・あいさつについて話合う。
- ・今までいい。
- ・学校教育目標に入れる。
- ・あいさつの大切さを気付くための授業をする。
- ・相手より先にあいさつする。
- ・先生が本氣で怒る。
- ・あいさつをしない人には、注意をする。
- ・一人一人があいさつについてもう一度考える。
- ・先生が注意する。
- ・あいさつをしない人は教室に入れない取組。
- ・しっかりあいさつをした人だけが何かをもらえる仕組みをつくる。
- ・あいさつをした人におりがみをあげる。
- ・努力する。
- ・各クラスであいさつについて考える。
- ・あいさつをしたら自分がよくなるからあいさつをする。
- ・先生たちがあいさつをしたら子どもたちもあいさつをする。
- ・はずかしそうにしている人には声をすすんでかける。
- ・誰もがあいさつ意味を知ってあいさつとはいいことだとわかったらできる。
- ・紫竹小学校のみんなが仲良くなる。
- ・大きな声であいさつをして相手に元気を与えれば、あいさつをしてくれる。
- ・回覧板を回す。
- ・自分で決めてする。
- ・習慣にする。
- ・みんなが心がける。
- ・必ずいつもする。

これらの方を見たときに何か気付くことはありませんか…。

まず、考えなくてはいけないことは、もう一度「なぜあいさつをするのか」ということです。次に、「あいさつのできる学校」になるための方法を考えることです。

あいさつを交わすと「気持ちいい」と感じるのは、「お互いを認め合うことができた」、「お互いを尊敬し合う土台ができた」という安心感なのです。一人一人の存在を認め合い、尊敬し合うことのできる学校の第一歩として「あいさつ」は欠かせない行為なのです。

そう考へてもう一度、紫竹小学校の実態を見つめ直してみると、紫竹小学校のみんな

があいさつを大切に思っている気持ちはあっても、「なぜあいさつをしなくてはいけないのか」、「あいさつをしない、あいさつを返さないとはどういうことなのか」を「気持ちがいいから」という一面だけでとらえて、「お互いを認め合うこと」、「お互いを尊敬し合う土台」をつくることの大切さについて考えきれていたかったのだと思います。気持ちの問題や一人一人の課題だと考えてきたから、「あいさつ運動」や「話合い活動」を続けていてもその場限りになってしまうのかもしれません。

では、紫竹小学校の現状を変えられないのでしょうか。いや、そんなはずはありません。今こそ、「あいさつ」について6年い組で話合うことからスタートすべきなのです。

8. 「あいさつのできる紫竹小学校」をめざして

では、これから「あいさつのできる紫竹小学校」をめざして、話合いを始めます。まず、自分の考えをもち、それを伝え合い理解し合うことから行います。「あいさつのできる学校」にという高い目標をもって話合い、解決策を出すのですから、話合いも簡単に折り合いをつけるものではありません。また、折り合いをつけるための話しでもありません。

「あいさつ」は人間関係を結ぶ上では欠かせないのですが、「ルールとして強制的に従うべきものなのか」、「マナーとして自発的に行動することを望むのなのかな」また、「あいさつしたくてもできない人の気持ち」なども考えなくてはいけません。

さらに、これまでの取り組みの延長線上に今の状態であることも理解しなくてはいけません。「気持ち」か「心」か「ルール」か「マナー」か等という考え方だけではなく、今の紫竹小学校をどのように変えるべきかを考えることが大切なことです。

さて、話合いの進め方ですが、まず自分の考えを明らかにして、結論を急がずに話合い、そして、解決策を導き出したいと思います。考え方の違うものが集まり解決策を求める話し合い活動を学ぶ時間でもあるのです。5つの代表的な考え方を参考にして、一人一人が自分の考えを述べ、友だちの考えを聞き、紫竹小学校のことを思い、具体的な解決策を導き出してほしいと思います。

<5つの考え方> 自分の考えと比べてみましょう。

	考え方	自分の考え	
(1)	ルールを作り強制的にあいさつをする。		
(2)	あいさつ運動を強化する。		
(3)	ポスターを貼る。		
(4)	全校の一人一人によびかける。		
(5)	先生に怒ってもらう。		
(6)			

自分の考えをより具体的に伝え、友だちの考えを聞きながら話しを進めましょう。結論を急がず、「あいさつのできる紫竹小学校」にするために話しを行いましょう。

9. では、話しをはじめましょう。

ワークシート 2

みんなのことをみんなで決めるーあいさつのできる学校にしようー

名前（ ）

1. 自分の考え方（考えなくてはいけないポイント）

2. 「あいさつができる学校」にするための方法（方法とその理由）

3. 話合いメモ（自分の意見・他の人の意見）

4. 決まったこと（場所と理由）

5. 感想

代表的な教材例②

京都市立京都御池中学校

(平成 23 年度)

社会科 学習指導案

単元名 国民主権と日本の政治（裁判所と司法権：5時間）
教材名 中学社会 公民的分野 日本文教出版
補助教材 刑事事件事案資料

京都市立京都御池中学校 第9学年

1 単元目標

- 国や地方公共団体の政治に対する関心を高め、それらを意欲的に追究し、民主的な政治について考えようとする態度を養う。
- 国や地方公共団体の政治に関して、議会制民主主義や選挙の意義について多面的・多角的に考察し、民主的な政治のあり方について様々な考え方や立場から公正に判断する。
- 国や地方公共団体の政治に関する様々な資料を収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して活用するとともに、課題を追究し考察した過程や結果をまとめたり、発表や討議など様々な方法で表現する。また、調査の方法やまとめ方、発表の仕方を身につける。
- 地方自治の基本的な考え方、地方公共団体の政治の仕組み、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらまし、政党の役割、多数決の原理とその運用のあり方、法に基づく公正な判断の保障などについて理解するとともに、公正な世論の形成と国民の政治参加の大切さを理解し、その知識を身に付ける。

2 単元評価規準

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な 思考・判断	資料活用の 技能・表現	社会的事象についての 知識・理解
国や地方公共団体の政治に対する関心を高め、それを意欲的に追究し、民主的な政治について考えようという姿勢をもっている。	国や地方公共団体の政治に関して、議会制民主主義や選挙の意義について多面的・多角的に考察し、民主的な政治のあり方について様々な立場や考え方から公正に判断している。	国や地方公共団体の政治に関する様々な資料を収集し、学習に役立つ情報を的確に選択し活用するとともに、考察した内容についての過程や結果をまとめたり、説明することができる。	地方自治の基本的な考え方、地方公共団体の政治の仕組み、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらまし、政党の役割、多数決の原理とその運用のあり方、法に基づく公正な判断の保障などについて理解するとともに、公正な世論の形成と国民の政治参加の大切さを理解し、その知識を身に付ける。

3 読解力の視点からつけたい力

課題設定力	情報活用力	記述力	コミュニケーション力
国民が裁判に参加する必要性について考え、今後それを解決するため必要な知識を入れ、最終的に事例をあげて活用できる。	様々なテキスト（読み物資料・統計データ・図表・DVDなどの視聴覚教材など）から必要な情報を読み取り、分析・解釈して自分の考えを作ることができる。	手に入れた情報を基に、分かったことや自分の考えを、伝える相手を意識して、論理的に文章化したり、図表化したりできる。	各種資料を根拠に、互いに考えを交流し、周囲の考え方を受け入れ、自分の考え方を再構築させていきながら結論を導くことができる。

4 単元について

[教材観]

本単元では、「国民が裁判に参加する必要性」を考えることを通して、国民に非日常的な裁判に参加する意図は何なのか、またなぜ弁護士が必要なのかを考える。

「国民の司法参加」の制度である裁判員制度においては、幅広い層の国民からの主体的・積極的参加が求められるとともに、裁判員制度の円滑な実施を可能とするためには、将来、裁判員として裁判員制度を支えることとなる中学生に対しても裁判員制度の意義や重要性を理解させ、自らが将来の裁判員制度を担うのだという意識を持たせることが重要となる。

そこで、本教材では司法の単元とは別に裁判員制度の単元を設け、生徒が「国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まると共に、国民が裁判員を経験することで自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する知識を作り上げることに繋がる」という裁判員制度の意義について学ぶことを目指す。また国民が裁判に参加することで起こるべき問題点についても考え、今後それを解決するために必要な知識を収集し考えていくよう関心を持たせたい。弁護士の方と共同で教材開発を行い、法律の専門家の観点から「裁判員制度」について、アドバイスを受けてきた。生徒が身に付けた社会的な見方や考え方を、法の専門家の視点を取り入れながら、実際の生活の中で活用していくよう学習を進める。

[生徒観]

社会科では、確かな社会的な見方や考え方を身に付けさせた上で、社会の動きを鋭く見つめ、柔軟かつ正確に判断する社会的判断を培い、さらに、身に付けた社会的な見方や考えを実際の生活の中で活用し、適切に判断して行動することができる力を育てることを心がけてきた。

自分の考えを予想して授業に取り組むのにすごく苦手意識を持っているため、すぐに教科書に書いてある答えを探そうとする。そこで、自分の判断の行動化の一つとして「自分の考えを論述する（達成度チェックプリント）」授業を構想し実践してきた。これらの学習を通して、生徒は、日頃の授業で自分の意見をまとめ、記述できるようになっている。

また、今までの社会科の学習に対して、地理・歴史的分野に比べると、政治・経済など現代社会の動きに対する関心や知識は不十分で、身の回りにある社会的事象を自らの生活と結びつけて考えるまでに至っていない。

[指導観]

この単元でつけたい力は、裁判員として評議する際、感情で判断するのではなく何重にもチェックすることの大切さに気付き、積極的に意見を出し合い関わっていこうとする姿勢を育てたい。そのためにも、自分の考えを提示し、間違いを正せる冷静な判断力を日頃の授業でつけていきたい。

そこで、単元を指導するにあたり、単元の最初の時間では、課題についての自らの考えを根拠として示して提示する。そして、この時間に考えたことを、単元の学習していく際の課題として、毎時間頭に

置きながら学習するよう指導する。

★単元計画の流れ

- 課題の設定…課題に対する見通しをもつ【課題設定力】
- 知識の習得…課題解決に必要な知識を習得する【情報活用力】【コミュニケーション力】
- 知識の活用…事例に基づいて、課題についての自分の考えを提示しながら話し合う
【コミュニケーション力】
- 課題の探究…自分の考えを論述する【記述力】

生徒が互いに知識や技能を支え合う「学び合い」のしくみ作りが大切にするために、以上の流れを常に頭に置きながら学習している。また、「学び合い」のしくみ作りを意識して、ペア学習や4人グループで行っている。この過程を繰り返すことで、自らの考えを伝えたり、周りの考えを受け入れたりしながら、自分の考えをまとめるものとして「達成度チェックプリント」の記述につなげている。

★授業形態の「学び合い」の流れを次のような過程を取り組んでいる。

- ①一人で熟考する時間
- ②互いの考えを交流
- ③全体で発表する時間
- ④一人でまとめる時間（達成度チェックプリント）

今回、弁護士の方にはコメンテーターとして授業に参加していただき、法律の観点から重点的に説明をもらう。弁護士の方と一緒に授業を進めることで、裁判員制度の意義について深く考え方理解するきっかけになる。

5. 単元計画（全5時間）

時間	学習活動	観点別評価の視点 (方法)
①	[裁判とは何か] 法教育 <ul style="list-style-type: none">・裁判員制度の仕組みについて理解する・「なぜ、裁判員制度に変わったのだろうか」という中心課題について考える	<p>【課題設定力】</p> <p>〔関〕 裁判員制度のしくみについて理解する（確認）</p> <p>〔思〕 裁判員制度について、自分の考え（感想+自分はこの制度にどうかわろうと思うか：意思表示カード）をまとめることができる（達成度チェックプリント）</p>
②	[裁判と人権] <ul style="list-style-type: none">・刑事裁判とは何か・裁判と人権尊重	<p>【コミュニケーション力】</p> <p>【情報活用力】</p> <p>〔関〕 憲法上与えられている被疑者や被告人の権利について考えようとしている。（観察）</p>
③	[法を守る裁判所] <ul style="list-style-type: none">・法と裁判・司法権の独立と裁判の公判・違憲審査権・証拠の見方	<p>【情報活用力】</p> <p>〔思〕 違憲審査権のもつ役割を考えることができる。（発表）</p> <p>〔知〕 裁判所の仕組みを理解している。（テスト）</p>

④	<p>〔裁判のしくみ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判と刑事裁判 ・三審制 	<p>【情報活用力】</p> <p>技 民事裁判及び刑事裁判の流れを教科書の図を活用しながら説明することができる。(発表)</p>
⑤	<p>〔ロールプレイング〕 法教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際にロールプレイングをする ・刑事事件の評議を行う（何重にもチェックすることで、間違いを正す） ・「あなたが裁判員だったら…」という視点で、どのような評決を出すのか話し合う。 ・再度、「なぜ、裁判員制度に変わったのだろうか」という課題について考える 	<p>【記述力】</p> <p>思 裁判のあり方について様々な考え方や立場から公正に判断し、裁判員制度の意義について考え、理解している。(達成度)</p> <p>関 模擬評議を通して自分の価値観を示し、将来裁判員となった時、積極的に関わっていこうとしている。(観察)</p>

6－1 本時の目標

- ・裁判員制度のしくみについて関心をもって取り組もうとしている。(意思表示)
- ・裁判員制度の導入の理由について考察する。(達成度チェックプリント)

7－1 本時の展開 (1/5)

学習内容・活動	教師の活動	弁護士の活動	評価・読解力の視点から 育てたい力
1：本時の学習内容（題名） を知る			
裁判員制度から見えてくるもの	～人が人を裁くということ～		
2：そもそも「裁判」って何。 「裁判」と聞いてどんな イメージもっているか, 確認する。	○発問「そもそも、裁 判って何ですか？」		
自分の身を守るもの 自分の権利を守るために 紛争について白黒をつける			
3：裁判員制度について考 える（Q&A 形式） 制度の違い 扱う事件 人選	○知識の問題をパワ ポイントで提示し, 確認していく。 ○パンフレットの配布		
4：裁判員になって、判決を 下してみよう (アイスブレイキング)	○イラストを見ての直 感で判断するよう指 示する		

三男の子豚の行為は… 殺人罪? 正当防衛? 過剰防衛?		◎刑法で定めている法律を説明 ◎発問「裁判員に選ばれたら、やりますか？やりませんか？」	【コミュニケーション力】 自分の考えを読み解班の人たちと意欲的に交流している（観察） <関心・意欲・態度> 自分は裁判員制度についてどう考えているか意思表示する。（意思表示カード）
なぜ、裁判員制度が導入されたのか			
6：なぜ、裁判員制度が導入されたのかについて話し合う	○交流する中で、自分の意見として反映するよう指導する 〔個人→読み解班→全体〕	◎発問「裁判員に選ばれたら、やりますか？やりませんか？」	
7：裁判員の立場になって、自分の意思表示をする			
8：達成度の記入（裁判員制度が導入された、自分なりの理由を記述）	○達成度チェックプリントの配布		<関心・意欲・態度> 自分は裁判員制度についてどう考えているか意思表示する。（意思表示カード）
			<思考・判断・表現> なぜ、裁判員制度が導入されたのか、その理由を予想し記述している（達成度チェックプリント）

8-1 本時の評価

<思考・判断・表現>

なぜ、裁判員制度が導入されたのか、その理由を予想し記述している（達成度チェックプリント）

本時は単元の1時間目であるため、課題設定の時間として位置付けています。そのため、裁判員制度が導入された理由を自分の予想として記入できるかどうかを判断していきたい。AとBの違いは、今の世の中と照らし合わせて記入出来ているかどうかで判断していきたい。

A	裁判員制度の概要を理解し、現代の社会状況と関連付けて、導入された理由を記入している。
B	裁判員制度の概要を理解し、導入された理由を記入できている。
C	裁判員制度について説明している。

9-1 板書計画

■裁判員制度から見えてくるのも～人が人を裁くということ～ 【目標：裁判員制度のしくみについて理解し、この制度との関わり方を考えよう】	
○裁判って何？？	○こぶたの行動は・・・？！
自分の身を守るもの	①殺人罪 ②正当防衛 ③過剰防衛
自分の権利を守るためのもの	○人が人を裁くということ
紛争について白黒をつける	
○オオカミと3匹のこぶた	裁判員に選ばれたら、やりますか？やりませんか？ ☆やる□人 ☆やらない□人
	

6-2 本時の目標

- ・模擬評議を通して、何重にもチェックすることの大切さに気づき、将来裁判員になった時、積極的に関わっていこうとする姿勢を育てる（観察）
- ・裁判員制度の意義について考え、まとめることができる（達成度チェックプリント）

7-2 本時の展開（5/5）

学習内容・活動	教師の活動	弁護士の活動	評価・読解力の視点から 育てたい力
1：前時に配布した刑事事件を確認する。 (裁判員裁判の事案)			
2：多数決を取る。 (有罪 or 無罪)	○意志表示カード (有罪 or 無罪) を配布し 提示させる。		
	あなたが裁判員だったら、どのような評決を出しますか		
3：読解班で模擬評決を行う。		○逆説的な問い合わせ、生徒の思考に 搖さぶりをかける	<关心・意欲・態度> 自分の考えを読解班の人たちと意欲的に交流して いる。（観察）
4：班ごとに話し合ったことを報告。	なぜ、有罪？なぜ無罪？ (なぜ、そのような評決を出したのか根拠を示し説明させる。)		
5：クラス全体の模擬	判決は出させない。	○クラス全体の評議に	

評議を行う		ついてのコメントをする。 ◎なぜ、弁護士が必要なのかを説明する。	
あなたが裁判員に選ばれたら、どのような姿勢で臨みますか			
6 : 自分の意思表示をする (やれる or 無理) … 意思表示カード	◎意志表示カード（やれる or 無理）を提示させる。		
7 : 達成度の記入（裁判員制度の意義（内容 意味 価値）と課題を記述）	◎なぜ、裁判員制度が行われているのかを再度、達成度で記入させる。	<思考・判断・表現> 裁判のあり方について様々な考え方や立場から公正に判断し、裁判員制度の意義について考え、理解している。（達成度チェックプリント） 【記述力】 裁判員制度の意義を理解し、裁判制度に積極的に参加する意欲を記述することができる。	

8-2 本時の評価

<思考・判断・表現>

裁判のあり方について様々な考え方や立場から公正に判断し、裁判員制度の意義について考え、理解している。（達成度チェックプリント）

A	5	裁判員制度の意義の理解が、社会（世の中）のことを考えるきっかけとなり、裁判所や司法が身近になったことを記述することができる。
B	3	裁判員制度に参加する意義について、記述することができる。
C	2	裁判員制度に参加する意義について、記述することができない。

9-2 板書計画

【目標】裁判員制度の意義について考えよう！

有罪〇〇人 無罪〇〇人

あなたが裁判員だったら、
どのような評決を出しますか。

あなたが裁判員に選ばれたら、
どのような姿勢で臨みますか。

読解班の評決（理由）

クラスの評決

--

10-2 ワークシート

達成度チェックプリント

9年()組 名前()

○なぜ裁判員制度が行われているのだろうか。裁判員制度の意義について具体例を示しながらあなたの考えを説明しなさい。

ABC評価



11-2 補助教材

<事案の概要>

ある日、夜9時頃、御池さん（仮名）は犬を連れて散歩をしていたところ、家の玄関付近で男がしゃがみ込んでいるのが目にとまり、何をしているのだろうと見ていると、火が見えたのです。

御池さんはすぐに火を消さなければと家の方に向かうと、男は反対側に向かって歩いて行こうとし始めましたので、「火を付けたのはお前だろう」と声をかけたところ、「俺は火を消そうとしていただけだ」と言って走って立ち去ろうとしました。

そこで、御池さんは、男が嘘をついていると思い、男を引き留め、警察に通報し、結局この男は、現住建造物放火罪で裁判にかけられることになりました。

この男は、逮捕されてからずっと、火を付けたのは自分ではなく、他に犯人がいると主張しています。

裁判では、火を付けたのはこの男かどうかが問題となります。

<検察側の主張>

放火した犯人は被告人である。

被告人が立ち去った直後には民家の扉が燃えていた、週刊誌が扉のすき間に挟まれていた、被告人が立ち去った時点で火はそれほど燃え広がっていない、被告人が御池さんに目撃されるまでの間に誰かが火を付けたという可能性はない。御池さんは、被告人以外の人影を目撲していなかった。

よって、火をつけたのは被告人である。

<弁護側の主張>

被告人は犯人ではない。

被告人は、他の何者かが火の前にしゃがんでいたのを見ている、何者かが放火した現場に居合わせたのであり、御池さんにはしゃがんで火を消そうとしていたところを目撲されたのである。また御池さんに呼び止められた際、被告人は歩いており、走って逃げようとしている。

よって、被告人は火をつけていない。

<御池さんの証言>

私は、この日の午後9時頃、自宅から公園に向けて犬の散歩をしていました。その歩いている途中で、民家の扉が燃えているのを見かけました。

その時、火の前にしゃがみ込んでいるのが、被告人です。被告人は、しゃがんだまま、手を上下に振るような動作をしていました。

私は大変だと思い、火に駆け寄りました。火元をよく見ると、扉の下に週刊誌が差し込まれており、週刊誌と扉の下の部分が一緒に燃えていました。しか

し、火が付いたばかりくらいの小さなものだったので、その場で来ていた上着を脱ぎ、燃えているあたりを目がけて、上着をたたきつけるようにしたところ、すぐに火を消すことができました。

私が火に駆け寄った時、被告人は、反対方向に向かって歩いて行こうしていました。私は、被告人が放火したに違いないと思って、すぐに追いかけて呼び止めました。すると、被告人は、「自分は、火を消していただけだ。」と答えて、そのまま走り出しました。

この時、被告人以外の人影は見当たりませんでした。また、被告人は、この時、「火を付けた男を見た」とか「自分は週刊誌で叩いて火を消していた」などの説明はしていませんでした。

以上のことから、被告人が犯人であることは間違いないと思います。

<被告人の言い分>

私は、この日の午後9時頃、夜道を散歩しておりました。すると、民家の扉の前で、男性がしゃがみ込んでいるのが見えました。後ろ姿しか見えませんでしたので、何をしているかは分かりませんでした。

私は、不審に思ってこの男性の方に近づくと、この男性は、すっと立ち上がって、小走りで反対方向に逃げていきました。すると、扉の下の方が燃えていました。私は、慌てて持っていたカバンから週刊誌を取り出して、叩いて火を消しました。この時使った週刊誌は、近くの茂みに捨てました。

火が消えたので、警察や消防署に連絡しなくても大丈夫だろうと思い、安心して来た方向とは反対方向に歩いて行きました。すると、後ろから、また別の人から大声で突然怒鳴りつけられました。それが御池さんです。

後ろ姿しか見てないので、服装や背格好などは覚えていませんが、確かに、私の前に男性が火の前にしゃがんでいました。その男性こそが犯人です。私は放火なんてしていません。

<客観的事実>

- ・警察が現場に駆けつけたとき、扉の下には週刊誌がはさまれていた。
- ・燃焼実験の結果、この民家の扉は、火を付けられてから3分から5分ほど経過したところで消火されたことが判明している。
- ・民家の扉から1メートル離れたところに電柱があり、電灯がついていて夜9時でも明るさは十分である。
- ・御池さんが最初に被告人を目撃した時、その中ほどには高さ30センチのブロック塀と高さのある樹木があった。
- ・御池さんの資力は両目で1.2である。
- ・被告人は、事件当日、ポケットに携帯電話を持っていた。

代表的な教材例③

京都府立嵯峨野高等学校

(平成22年度・平成23年度)

事案① 英会話教材事件(代金返還請求と残代金支払債務不存在確認の訴え)

- (1) Aは、今年（平成23年）高校を卒業してK大学に入学し、6月に19歳になった学生である。
- (2) Aは、将来のために英会話をしっかりとできるようになりたいと思っていたところ、同年7月のある日、大学の近くのビルで「K大生向け英会話教材説明販売会」という催しが開かれていることに気づき、その会場を訪れた。この催しは、その会場をB株式会社が借りて行っていたものである。
- (3) そして、そこでの販売担当者Cの説明を聞いて、とても役に立ちそうな教材であり、英会話を身につけるチャンスだと感じた。また、代金50万円は高すぎるかもしれないと思ったものの、アルバイト収入から月々2万円ずつ約2年間支払うことには問題ないと思った。
- (4) そこで、Aは、当日、その会場で、B株式会社から代金50万円で英会話教材セット（テキスト数冊とDVD数枚がセットになったもの）を購入する契約を締結した。代金は月々2万円ずつ25か月にわたって分割払いすることになった。
- (5) その際、教材購入申込書に、未成年者については保護者（親権者）が契約に同意する旨の署名・押印をする欄があったが、親に説明したり同意してもらうことを面倒に感じたAは、販売担当者Cに対して、「自分は平成4年6月生まれの19歳であるが、親の署名・押印は、無しですませてほしい」と申し出た。Cは、「形式だけのことだから、平成2年生まれの21歳と教材購入申込書に記載するように」と言い、Aは「そういうものか」と思ってあまり深く考えずに、平成2年6月生まれの21歳と記入した。
- (6) Aは、7月分から9月分まで分割代金計6万円を支払ったが、10月になって、月々2万円ずつ2年も代金を支払い続けるほどの値打ちはなかったのではないかと教材を購入したこと後悔するようになった。
- (7) Aは、原告として、両親D・Eを法定代理人として、契約を取り消して、既に支払った代金の返還と、残代金の支払債務が存在しないことの確認を求めて、訴訟を提起した。

D・E（A）の主張：Aは契約時19歳で未成年であり（民法4条）、両親の同意も得ずに契約をしたのであるから、この売買契約を民法5条2項により取り消せる。

B社の主張：Aは、契約の際に作成した教材購入申込書の生年月日と年齢欄に平成2年6月生まれの21歳と記載しており、このことから、Aは成年に達していると述べていたのであり、これは、民法21条が定める「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたとき」に当たるので、同条により、Aはこの契約を取り消せない。

D・E（A）の反論：契約書にそのような記載があることは認める。Aは、契約時、販売担当者のCに対して、自分は平成4年6月生まれの19歳であると本当のことを言っていた。しかし、Cから、「形式だけのことだから、平成2年生まれの21歳と教材購入申込書に記載するように」と言われたため、「そういうものか」と思ってあまり深く考えずに平成2年6月生まれの21歳と書いたのである。したがって、B社の販売担当者であるCはAが19歳であることを知っていたのであり、民法21条が定める場合には当然、Aは契約を取り消すことができる。

[参考条文]

(成年)

第4条 年齢20歳をもって、成年とする。

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第20条 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、1箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第21条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

(取消権者)

第120条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

(取消しの効果)

第121条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(取り消すことができる行為の追認)

第122条 取り消すことができる行為は、第120条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。

(婚姻による成年擬制)

第753条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

(親権者)

第 818 条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

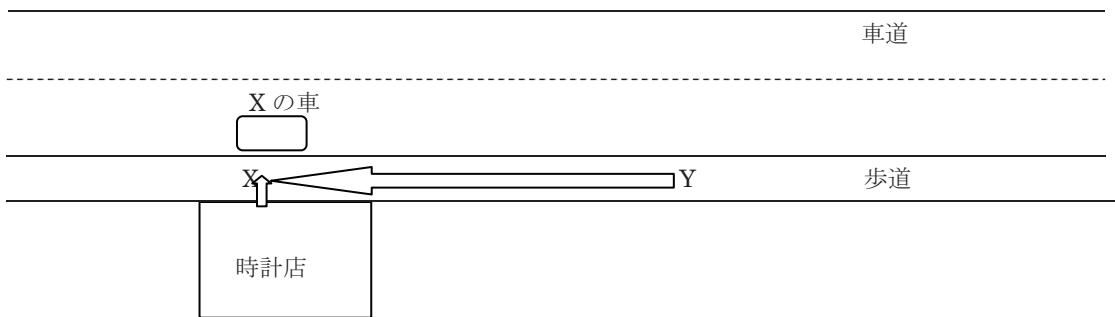
(後見の開始)

第 838 条 後見は、次に掲げる場合に開始する。

1. 未成年者に対して親権を行う者がいるとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。
2. 後見開始の審判があったとき。

事案② 自転車事故事件

- (1) X（50歳・女性）は、自動車（軽乗用車）で会社へ通勤している会社員である。
- (2) Xは、平成23年6月20日午後5時半頃、帰宅途中に、会社（Xの勤務先とは別である）で最近取締役に昇進した夫にお祝いとして贈る高級腕時計を買うために、車を車道上に駐車して、時計店に入った。
- (3) Xが時計店で70万円の男性用高級腕時計を購入し、午後6時頃、店から出たところ、前の歩道を走って来たY（30歳・男性）運転の普通自転車に体の右側から出会い頭に衝突された。
- (4) Xは、右上腕と右大腿部に全治まで2か月の通院加療を要する打撲傷を負うとともに、買ったばかりの腕時計を跳ね飛ばされてしまった。腕時計は箱に入っていたにもかかわらず、衝撃で表面と内部がひどく壊れ、修理をすると70万円以上の費用がかかる状態になってしまった。
- (5) Yは、この時計店の手前約50メートルの地点までは車道左端を走っていたが、その地点で前方にXが駐車している車が見えたので、その右側を通行するのは他の自動車との関係で危険であると思い、その地点から歩道に上がって自転車を運転していた。
- (6) Yは、歩道の前方に特に人がいなかったことから時速約15キロメートルのスピードで自転車を運転していたところ、時計店から突然現れたXをよけ切れず、衝突したのである。Xは、時計店から出る際、左右を見ず前だけを見ていた。
- (7) この歩道は、車道との間に柵はないが、車道より約10センチ高くなつていて縁石線で区切られており、幅約1メートルであった。この歩道は、道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとはされておらず、普通自転車通行指定区分もない。Xが自動車を停車していた車道は、2車線対面通行の道路で、道路標識により駐車が禁じられていた。
- (8) Xは、Yが、自転車の通行が禁じられた歩道を前方をよく見ずに猛スピードで自転車を運転した過失により損害を被ったとして、150万円の請求をする訴えを○○地方裁判所に起こした。
- Xの主張する損害の内訳は、
- ① 打撲傷の治療費（自己負担分）10万円、
 - ② 打撲傷についての慰謝料50万円、
 - ③ 時計の価値相当の70万円、
 - ④ お祝いの時計を夫にタイミングよく贈ることができず残念な結果になったことについての慰謝料20万円
- である。
- (9) これに対し、Yは、②の慰謝料は高すぎ、④の慰謝料は認められるべきでないと主張するとともに、Xが駐車違反をして車を停めていたためYはやむを得ず歩道を走ったものであり、しかも、Xが左右をよく見ず店から飛び出してきたことも事故の原因であるとして、Xの過失による過失相殺を主張した。



【参考条文】

○民法

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(財産以外の損害の賠償)

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

(損害賠償の方法及び過失相殺)

第七百二十二条 第四百十七条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

(損害賠償の方法)

第四百十七条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

○道路交通法

(目的)

第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。

八　車両　自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

十一　軽車両　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

（通行区分）

第十七条　車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

（普通自転車の歩道通行）

第六十三条の四　普通自転車*は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一　道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二　当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三　前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2　前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

*「普通自転車」とは、道路交通法第六十三条の三で「車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの」と定義されている。

○道路交通法施行令（政令）

（普通自転車により歩道を通行することができる者）

第二十六条　法第六十三条の四第一項第二号 の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　児童及び幼児

二 七十歳以上の者

三 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

○道路交通法施行規則（内閣府令）

（普通自転車の大きさ等）

第九条の二 法第六十三条の三 の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ 長さ 百九十センチメートル

ロ 幅 六十センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 側車を付していないこと。

ロ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。

ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害）

第九条の二の二 令第二十六条第三号 の内閣府令で定める身体の障害は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる障害とする。

A班

事件	側の主張	1	2	3	4	5
事案の中で 確認できる 事実 (事案の文 章から引用す る)						
要件を満た さないかの判 断と理由						
主張 (まとめ)						

原告の請求	英会話教材の売買契約の取消しと、既に支払った代金の返還及び残代金の支払債務が存在しないことの確認を求める。
Aは契約時19歳で未成年であり(A法4条)、両親の同意も得ずに契約をしたのであるから、この売買契約を民法5条2項により取り消せる。	
被告の答弁	原告の請求を棄却するとの判決を求める。 Aは、契約の際に作成した教材購入申込書の生年月日と年齢欄に平成2年6月生まれの21歳と記載しており、このことから、Aは成年に達していると述べたことのあり、これは、民法21条が定める「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたとき」に当たるので、同条により、Aはこの契約を取り消せない。
事案の中で確認できる事実	教材購入申込書に「未成年者については保護者(親権者)が契約に同意することを面倒に感じたAは、販売担当者Cに対して、「自分は19歳だが、親の署名・印鑑はなしでませてほしい」と申し出た。Cは「形式だけのことだから平成2年生まれの21歳と記載するように」といい、Aは「そういうものか」と思って、平成2年6月生まれの21歳と記入した。
関係する条文	制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため、詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。(民法21条)
被告の主張	Aさんは自分の意思で詐術を用い、契約書に21歳と書いてあっており、B社はAさんが未成年であることを知らず、これが第21条の効果を取り消すことができない。
原告の反論	Aさんは、Cの説明を聞いて契約書に21歳と記入した。Cに誘導されたものであるから、詐術とはいえない。
被告の反論	
裁判所の判断	Aさんの行為を「詐術」と認定するか。 (理由) (結論)
	5条2項の適用を認めるか。 (理由) 5条3項の適用を認めます。 →()

自転車事故件 争点と主張のまとめ

原告の請求	被告は原告に金150万円を支払え。 ①打撲傷の治療費(自己負担分)10万円、②打撲傷についての慰謝料50万円、③時計の価値相当の70万円、④お祝いの時計を夫にタイミングよく贈ることにつきての慰謝料20万円	
被告の答弁	原告の請求を棄却するとの判決を求める。 被告には過失がない。それでも、原告にも過失があるので、民法722条の規定により過失相殺が認められるべきである。)	
事案の中での認証できる事実	Yは、この時計店の手前約50メートルの地点までXは歩道の前方に特に人がいなかったことからXは、車を車道上に駐車して、時計店に入った。Xは、時計店から出る際、左右を見す前だけを見た。その後Xは車道を走っていたが、その地点で前方にXは左端を走っていた車両が見えたので、その右側にXは自動車を停車して、その車両が見えたので、Xは自動車を運転するのではなく、時計店に由り駐車が禁じられたのである。	Xは箱に入っていたにもかかわらず、衝突で表面と内部がひどく壊れ、修理をするなど70万円以上の費用がかかる状態になってしまった。
関係する条文	Yは、この時計店の手前約50メートルの地点までYは歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しながらXは、車を車道上に駐車して、時計店に入った。Xは、時計店から出る際、左右を見す前だけを見た。その後Xは車道を走っていたが、その右側にXは左端を走っていた車両が見えたので、その右側にXは自動車を停車して、その車両が見えたので、Xは自動車を運転していた。	Yは歩道を通行する場合において普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しながらXは歩道を走らなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることなどときは、一時停止しなければならない。(道路交通法63条の4第2項)
被告の主張	Yは、この時計店の手前約50メートルの地点までYは歩道左端を走っていたが、その右側にXは徐行している車両が見えたので、Xは車道を走らなければならぬ。その後Xは歩道を通行せざるをえない。Yは歩道を走っている車両が見えたので、その右側を通行するのではなく、他の車両との関係が危険であると思いた。その地点から歩道にあがって自転車を運転していった。	Xは近くにバー・キングエリアがあるにも関わらず駐車を見ていたが、Yは歩道を見ていないからYは歩道を車寄せして通行を妨げた。そのためYは歩道を通行せざるをえない。Yは歩道を車寄せして通行を妨げた。よってXに過失があるので、過失相殺がいえる。
原告の反論	Xが車を止めた車道にはYの幅が残っていた。これは自転車なら通れる幅で、Yは車道を通行できただけで、自動車では通れない幅だから、後続車は減速するはずで、追走される危険もなかったはずである。したがって、Yが歩道を走っていたことは道路交通法63条の4第1項3号にはあたらないので、Yの過失である。	歩行者が歩く速度約4km/hからみて、自転車は歩道を歩く速度約8km/hで走らなければならない。だからYはスピード違反をしていたことになり、Yの過失である。
被告の反論	Xの車の外側には1m程度の幅しかなく、ハンドル幅60cmの自転車にとっては「注意すれば車道を避けたはず」という原告の主張はあてはまらない。Yが歩道を走っていたことは、63条の4第1項3号にあたり、Yに過失はない。	余行の余行は4km/h~8km/hという主張には根拠がない。
原告の再反論		YがXに衝突したという事実がYの自転車が直ちに停止することができるところ、「Yが余行していた」とはいえない。
裁判所の判断	Yに過失があつたか。→(理由)	Xに過失があり、過失相殺が認められるべきか。→(理由) (結論)

～終わったのか 始まったのか～

京都弁護士会 法教育委員会
委員長 吉田誠司

平成22年4月から平成23年3月までの2年間にわたる「京都法教育推進プロジェクト」が終了しました。京都における法律と教育に関わるフルラインナップと言ってもよい多くの機関（京都市教育委員会、京都府教育庁、京都大学法科大学院、同志社大学法科大学院、立命館大学法科大学院・法学部、京都地方裁判所、京都地方検察庁、京都弁護士会、京都司法書士会、法テラス京都地方事務所、京都地方法務局、京都刑務所、京都保護観察所）がこのプロジェクトに協力しました。2年間で約260の実践例がこの報告書に報告されています。改めて振り返ってみると、驚くべき旺盛さです。まずはこのプロジェクトに参加された機関の皆様のご苦労をねぎらいたいと思います。そしていろいろと実験的な授業に参加して頂いた子ども達と保護者の方々、京都の府市民の皆様にも、厚く御礼を申し上げたいと思います。

このプロジェクトで私達は何を成し遂げたのでしょうか。「ルールはなぜあるのか。ルールを守るのはなぜ。破られるのはなぜ」…そんなことを皆で真剣に考え話し合いました。「一つの物事でも視点を変えれば違った見え方がある」…法律家が伝えたいこのことを教員と子ども達に少しほんの少しあつまかせてもらえたでしょう。「対立と合意」…このことの実践的意味と難しさを少しほんの少しあつまかせてもらつたでしょう。法律専門家は、教員とコラボレートすることを通じて、学校で「法教育」というものを教えることの大きな可能性と同時に、学校という限られた時間や条件の中でこれを教えることの途方もない難しさを思い知ったことでしょう。そして何より子どもたちは「答えのない」授業にさぞ戸惑つたことでしょう。

きっと私達はこのプロジェクトで何も成し遂げたりしなかったのだろうと思います。とにかく法律専門家と学校の教員が一緒に2年間やってみた。そのことで気付いた多くのことがある。それはほとんどが「課題」なのだろうと思います。ただし、私達は「克服していくのが楽しいような課題」を手に入れたのではないでしょう。その先には「生きる力」を身につけた逞しい子ども達が活躍する未来が見えます。このプロジェクトはお祭りではありません。これからも地道に実践を続けることが重要でしょう。「終わった」のではなく、「始まった」と言わなければならぬかも知れません。

このプロジェクトに関わった方々は、「法教育は未来を切り拓くのではないか」と思って頂いたと信じます。私達は、自分達で少しづつ実践を続け法教育の内実や技術を研鑽するのと同時に、「まだ知らない人々」に、法教育の価値と可能性をしっかりと伝えていく必要があると思います。

(よしだ せいじ)